

第6次桶川市障害者計画

第7期桶川市障害福祉計画

第3期桶川市障害児福祉計画

ともに生き みんなで支えあい
すべての人がほっとするまち桶川



令和6年3月

桶 川 市

表紙の絵は、桶川市在住「上尾特別支援学校」中学部 3 年工藤 舞さんの作品です。

ごあいさつ

本市では、すべての市民がお互いを尊重しながら社会の中で活躍し、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるまちづくりに取り組んでいます。

障害福祉分野においては、平成10年度に障害福祉の理念を掲げた「桶川市障害者計画」を策定し、その後、平成18年度には、具体的な施策をまとめた「障害福祉計画」を新たに策定いたしました。更に、平成29年度には障害者だけでなく、障害児も含めた一体的な計画として「障害福祉計画」を改訂し、この度、「第6次桶川市障害福祉計画」・「第7期桶川市障害福祉計画」・「第3期桶川市障害児福祉計画」を策定する運びとなりました。



近年、障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正などにより、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに障害のある人自身の高齢化や重度化、養護者の高齢化や負担増が相まって、大変厳しい状況にあります。こうした状況に的確に対応するため、令和2年4月に地域の相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでまいりました。

本計画では、これまでの計画の基本理念であります「ともに生き みんなで支えあい すべての人がほっとするまち桶川」を継承し、障害者計画においては、基本施策の拡充を、障害福祉計画では目標年度における数値目標の設定を一部細分化し、更なる充実・体制強化として盛り込みました。引き続き、誰もが地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいりますので、今後も本市の障害福祉施策に対します、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係機関の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等を通して貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

桶川市長

小野克典

目次

序論

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	3
2. 計画の位置付けと構成	3
3. 計画策定に関する主な変更点	5
4. 計画対象期間	5
5. 計画の対象	5
6. 計画策定体制	6

桶川市の障害者の状況

1. 障害者数の推移	9
(1) 身体障害者	9
(2) 知的障害者	9
(3) 精神障害者	10
(4) 難病者	10
(5) 発達障害者	10
(6) 高次脳機能障害者	11
(7) 医療的ケア児	11
2. 特別支援学校の状況	11

第1編 桶川市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1. 基本理念	17
第2. 基本目標と基本テーマ	18
基本テーマ1 障害者の自己決定と意思尊重の促進	19
基本テーマ2 障害児の発達支援	20
基本テーマ3 福祉サービス拡充と一元化	21
基本テーマ4 雇用・就労の促進	22
基本テーマ5 相互理解と交流の促進	23

基本テーマ6 生活環境の整備	24
計画の体系図	25

だい 第2章 しょう 主な施策・事業 おも しきく じぎょう

施策の体系

基本テーマ1 障害者の自己決定と意思尊重の促進	29
(1) 障害者の自己決定の促進	29
(2) 権利擁護体制の充実	29
(3) 障害児者虐待予防の推進	29
(4) 障害を理由とする差別解消の推進	29
基本テーマ2 障害児の発達支援	29
(1) 予防と早期発見	29
(2) 地域療育体制の充実	29
(3) 教育環境の拡充	30
(4) インクルージョンの推進	30
基本テーマ3 福祉サービス拡充と一元化	31
(1) 相談支援体制・情報共有の拡充	31
(2) 情報発信体制の拡充	31
(3) 家族支援の充実	31
(4) 障害サービスの拡充	31
基本テーマ4 雇用・就労の促進	32
(1) 雇用の促進	32
(2) 障害特性に応じた就労支援の充実	32
(3) 福祉的就労の充実	32
基本テーマ5 相互理解と交流の促進	33
(1) 広報・啓発活動の充実	33
(2) 福祉教育の充実	33
(3) 地域自立支援協議会の充実	33
(4) 地域福祉活動の促進	33
(5) スポーツ・文化による交流の促進	34
基本テーマ6 生活環境の整備	34
(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	34
(2) 住環境・移動・交通対策の整備	34
(3) 情報の取得利用・意思疎通の推進	35
(4) 防災対策の推進	35

だい しょう けいかく すいしんたいせい 第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	39
------------------	----

だい へん おけがわししょうがいふくしけいかく おけがわししょうがいふくしけいかく 第2編 桶川市障害福祉計画・桶川市障害児福祉計画

だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方	45
2. 障害福祉サービス等の事業体系	47

だい しょう もくひょうねんど れいわ ねんど すうちもくひょう せつてい 第2章 目標年度（令和8年度）における数値目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	51
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
3. 地域生活支援の充実	53
4. 福祉施設から一般就労への移行等	54
5. 障害児支援の提供体制の整備等	55
6. 相談支援体制の充実・強化等	56
7. 障害福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに 係る体制の構築	57

だい しょう しょうがいふくし どう みこみりょう かく ほ ほうさく 第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1. 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	61
(1) 訪問系サービス	61
(2) 日中活動系サービス	64
(3) 居住系サービス	73
(4) 相談支援	76
(5) 障害児通所支援、障害児入所支援等	79
(6) 発達障害者等に対する支援	83

だい しょう ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう かく ほ ほうさく 第4章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	87
-----------------------------	----

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業	87
(2) 自発的活動支援事業	88
(3) 相談支援事業	89

(4) 成年後見制度利用支援事業	91
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	92
(6) 意思疎通支援事業	93
(7) 日常生活用具給付事業	94
(8) 手話奉仕員養成研修事業	95
(9) 移動支援事業	95
(10) 地域活動支援センター事業	96

【任意事業】

(1) その他の事業	97
------------------	----

だい しょう けいかく すいしんたいせい 第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	101
------------------	-----

だい へん しりょうへん 第3編 資料編

1. 桶川市障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査結果報告	105
2. 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果報告	119
3. 当事者団体等ヒアリング結果	122
4. 計画の策定経過	124
5. 桶川市障害者計画等策定委員会設置要綱	125
6. 桶川市障害者計画等策定委員会名簿	127

じょ ろん
序 論

じょろん 序論

けいかく さくてい 計画の策定にあたって

1 けいかく さくてい はいけい 計画策定の背景

平成23年に障害者基本法が改正、平成25年には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行された。

障害者総合支援法は、平成28年に改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされた。また、令和3年にも改正が行われ、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、より一層の支援体制の充実、障害者雇用の質の向上の推進、医療の充実と療養生活支援の強化を講ずることとされ、令和5年4月から施行されている。

本市では、平成11年3月に策定した「桶川市障害者計画・桶川市ハートフル障害者プラン～ともに生きるまちづくりをめざして～」(計画策定期間平成11年度～20年度)の基本理念である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の考え方を継承しながら法律の改正等の様々な変化を踏まえて障害者施策を総合的に進めてきた。

令和3年3月に策定した現行計画の計画期間の終了にあわせ、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や県の計画を踏まえて次期計画を策定するものである。

2 けいかく いち こうせい 計画の位置づけと構成

本計画の位置づけは次のとおりである。また、計画の策定にあたっては、「桶川市第6次総合計画」の部門計画、「桶川市地域福祉計画」の分野別計画として策定し、高齢及び子どもの各分野別計画と整合性を図るものとする。

なお、桶川市障害者計画、桶川市障害福祉計画、桶川市障害児福祉計画は一体的に策定する。

(1) 桶川市障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」に相当し、桶川市の障害者施策の基本的な事項や理念を定め総合的な展開や推進を図るための計画として位置づけられる。

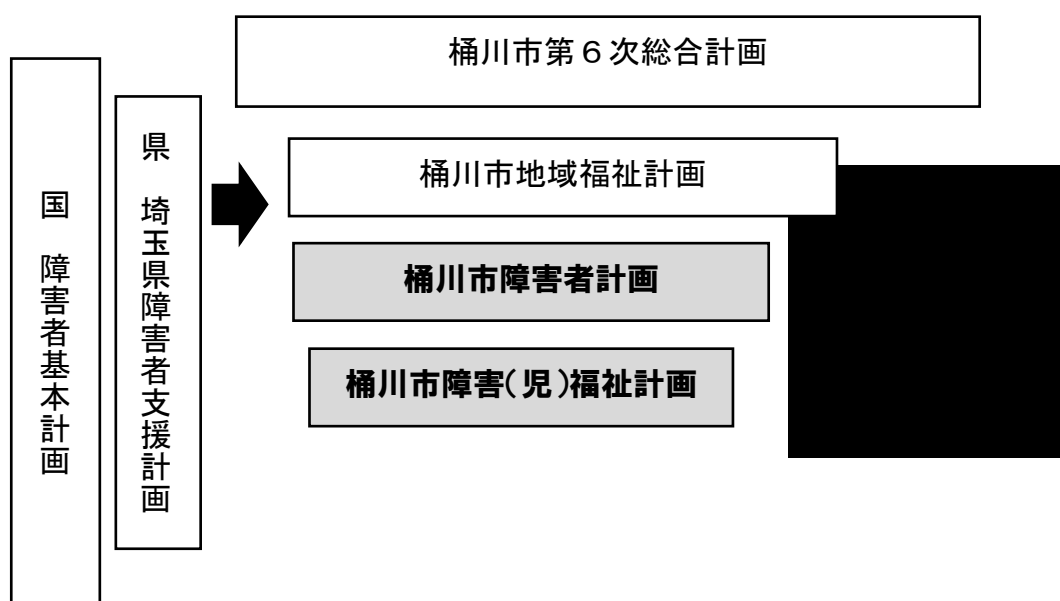
(2) 桶川市障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障害福祉サービスおよび相談支援等の提供体制の確保に関する事項を定めた「桶川市障害者計画」の実施計画として位置づけられる。

(3) 桶川市障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当し、障害児の通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた「桶川市障害者計画」の実施計画として位置付けられる。

<構成図>



3 計画策定に関する主な変更点

桶川市第6次総合計画等との関係

当事者団体や市民等との懇談会の再開

アフターコロナを考慮した目標値の設定

4 計画対象期間

障害者計画：令和6年度から令和11年度までの6年間

障害福祉計画及び障害児福祉計画

：令和6年度から令和8年度までの3年間

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
桶川市 障害者計画	第6次					
桶川市 障害福祉計画	第7期			第8期（予定）		
桶川市 障害児福祉計画	第3期			第4期（予定）		

5. 計画の対象

「障害者計画」における「障害者」の対象は、障害者基本法第2条で、「身体障害、知的障害、精神障害、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされている。さらに3障害の手帳を所持している人に限定せず、「てんかんや高次脳機能障害、難病などに起因する障害のある方」や発達障害者支援法（平成16年法律第167号）による「発達障害者」の対象となっている自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、注意欠損多動性障害なども計画に含まれる。

「障害者計画」では、障害者だけではなく、まちづくりに関わるすべての市民を対象としている。地域交流を進める上で、市民の障害者理解は欠かせないものであり、啓発活動を今後も推進していく。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業・障害児通所支援事業等のサービスを利用する方を対象とする。「身体障害者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「療育手帳を持っていないが、児童相談所・知的障害者更生相談所に意見を求め、確認できた方」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「自立支援医療（精神通院医療）の受給者」、「難病者」等が対象となる計画である。

6 けいかくさくうたいせい 計画策定体制

（１） 桶川市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置

計画策定にあたり障害者や地域住民の代表、学識経験者、関係機関代表等により構成される策定委員会を設置し、計画案の検討を行う。

（２） 庁内体制の確保

計画策定に関する業務内容の整理集約分析など、素案づくりに必要な業務を行う。

（３） 市民等からの意見要望等の収集

- ① ニーズ調査（アンケート）の実施
- ② サービス事業者へのヒアリング・アンケート
- ③ 当事者団体からのヒアリング
- ④ 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

（４） 地域自立支援協議会への意見聴収

ニーズ調査の実施および計画案の策定にあたり、上尾桶川伊奈地域自立支援協議会へ報告し意見を聴収するものとする。

おけがわし しょうがいしゃ じょうきょう
桶川市の障害者の状況

桶川市の現状について

1. 障害者数の推移

(1) 身体障害者

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳の所持者数は2,324人です。令和2年からの3年間で68人減少しています。65歳以上の高齢者の割合は、73.7%から73.1%へと0.6ポイント減少、障害福祉サービス等の見込量算出対象の年齢区分である18歳から64歳は、24.8%から25.7%へと0.9ポイント増加しています。

単位：人

区 分	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
総人口	75,286	75,174	74,691	74,632
手帳所持者数	2,392	2,131	2,204	2,324
18歳未満	35	31	30	26
18～64歳	593	553	572	598
65歳以上	1,764	1,547	1,602	1,700

(2) 知的障害者

令和5年4月1日現在、療育手帳の所持者数は644人です。令和2年からの3年間で69人の増加です。18歳未満の知的障害者の手帳取得の割合は26.1%から24.1%へと2.0ポイント減少、障害福祉サービス等の見込量算出対象の年齢区分である18歳から64歳は、70.1%から70.7%へと0.6ポイント増加しています。

単位：人

区 分	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
総人口	75,286	75,174	74,691	74,632
手帳所持者数	575	596	630	644
18歳未満	150	147	161	155
18～64歳	403	425	439	455
65歳以上	22	24	30	34

(3) 精神障害者^{せいしんしょうがいしゃ}

令和5年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は842人です。

平成7年度からこの手帳制度がスタートし、周知が図られてきたことやサービスの供給体制が少しずつ整ってきたことにより、令和2年からの3年間で157人が増加しており、増加率は22.9%となっています。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和5年4月1日現在1,328人で、令和2年からの3年間で193人増加しています。

単位：人

区 分	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
総人口	75,286	75,174	74,691	74,632
手帳所持者数 ()内18歳未満	685 (18)	718 (16)	778 (21)	842 (24)
自立支援医療 (精神通院) 受給者数	1,135	1,269	1,277	1,328

(4) 難病者^{なんびょうしゃ}

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を社会通念として難病と呼んでいます。このうち、障害者総合支援法の対象となる難病は、令和5年4月1日現在で366疾患です。また、難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といいます。指定難病は、令和5年3月末現在で338疾患です。この患者さんには医療給付制度があります。この制度の対象者は、埼玉県内では43,918人で、市内では569人となっています。

(5) 発達障害者^{はったつしょうがいしゃ}

平成22年12月に施行されました「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の中で、発達障害が障害者自立支援法（当時）の対象となることが明確化されました。

15歳未満の対象者の数は、令和3年3月末現在、県内で60,000人（埼玉県障害者支援計画による）と推定されます。

(6) 高次脳機能障害者^{こうじのうきのうしょうがいしゃ}

高次脳機能障害とは、事故や疾病により脳が損傷し、その後遺症として、記憶障害・注意障害（集中力が持続できない等）・遂行機能障害（計画的に物事が処理できない等）・社会的行動障害（感情のコントロールができない等）の行動障害等が生じ、日常生活及び社会生活の適応に困難を有してる状態をいいます。なお、高次脳機能障害のうち、各障害者手帳所持者または診断書等で精神障害であることが確認された場合に障害者総合支援法の給付対象となります。令和2年3月末現在、県内で19,000人（埼玉県障害者支援計画による）と推定されます。

(7) 医療的ケア児^{いりょうてきけ あじ}

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことを言います。その様態は歩ける児童から寝たきりの重症心身障害児まであり、様々な社会的支援が必要となっています。

令和5年7月末現在、当市においては11人の児童を把握していますが、その把握の方法も課題となっています。

主に保育園、幼稚園、児童発達支援事業所での受け入れ（看護師等医療的ケアに対応できるスタッフ）、保護者の付き添いなしでの登校や通所など、社会的インフラの不足によるQOLの低下が問題となっており、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築するため、コーディネーターの配置及び、協議会の設置により各関係機関と連携を図っています。

2. 特別支援学校の状況^{とくべつしえんがっこう じょうきょう}

令和5年4月1日現在、各学校の在籍児童数は以下の通りです。

埼玉県立上尾特別支援学校（ ）は分校の在席数 単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
小 学 部	4	3	4	5	1	1	18
中 学 部	0	5	2	—	—	—	7
高 等 部	6 (3)	10 (0)	7 (—)	—	—	—	23 (3)

埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校

単位：人

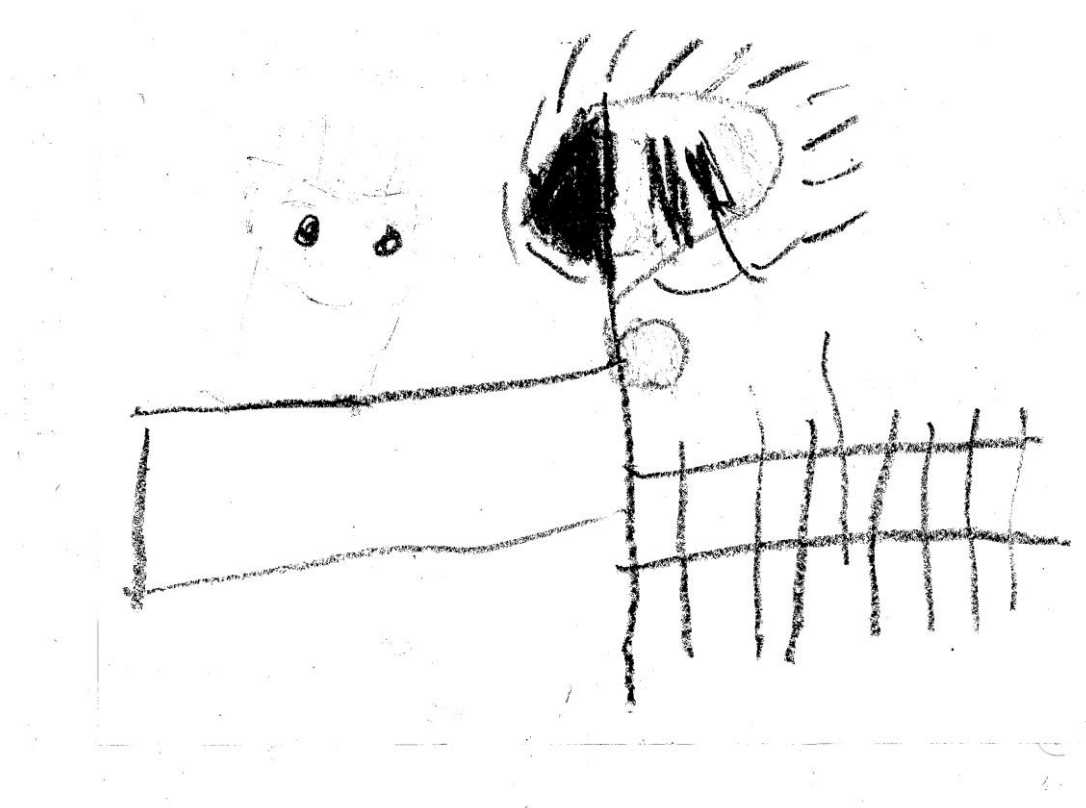
区 分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小 学 部	0	0	0	0	0	0	0
中 学 部	1	1	0	—	—	—	2
高 等 部	0	0	0	—	—	—	0

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校 2人（中2、高2）

埼玉県立東松山特別支援学校 1人（高2）

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 2人（小3、小5）

埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園 3人（小4、中3、高1）



だい ぺん
第1編

おけがわししょうがいしゃけいかく
桶川市障害者計画

だい しょう 第 1 章

けいかく きほんてき かんが かつ 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

障害のある人がライフステージ（生涯各期）において全人的な復権がなされる「リハビリテーション」の考え方と、障害の有無にかかわらず、すべての市民が等しく生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を計画の基本理念とします。

これは第1次計画から継承しているもので、第5次計画に引き続き、基本理念のテーマを下記のとおり設定します。

ともに生き みんなで支えあい

すべての人がほっとするまち桶川



第2 基本目標と基本テーマ

計画の策定にあたっては、前項の基本理念を引継ぎ、前回の計画を踏まえ、3つの基本目標と8つの基本テーマを定め、これらを計画期間内に積極的・優先的に取り組むこととします。

基本目標 1

かけがえのない個人として 尊重されるまちづくり

障害の種別や有無にかかわらず自らの意思決定を大切にしながら、希望する地域で、自分らしく、自立した生活を継続できる環境を整備します。

基本目標 2

ともに支えあい ともにつながりあう地域づくり

ともに支えあい、ともに助け合う社会の実現が必要です。そのために地域づくりを行ない、ともにつながり合うしくみづくりをめざします。

基本目標 3

すべての人々にとって 公平で自由な社会づくり

人々の意識や環境による障壁を作らない社会が必要です。安心・安全に利用できるユニバーサルデザイン※を基調とした社会を目指します。

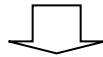
※ユニバーサルデザイン 障害のある人のみを対象とする（バリアフリー）のではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

基本テーマ 1

障害者の自己決定と意思尊重の促進

近年、障害者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展している中、我が国では、国連の「障害者権利条約」に伴う国内法の整備をはじめとする取り組みが行われてきました。障害者基本法の改正（昭和45年法律第84号 平成23年改正）は、その目的において、「基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」とし、権利主体であることを改めて示しました。また、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害の有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする社会をめざしています。

そして、障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）が平成24年に施行し、さらに差別の禁止の基本原則を具体化したものとして障害者差別解消法（平成25年法律第65号）が平成28年に施行しました。これらの法律に基づき、地域の実状を考慮しながら具体的対応を図るための施策を推進します。



基本施策

（1）障害者の自己決定の促進

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮した支援体制の整備を進めるとともに、福祉施設入所者及び精神科病院入院患者等の地域生活への移行を進めます。

（2）権利擁護体制の充実

障害がある人の人権を擁護するため、成年後見制度に関する相談支援体制及び成年後見制度利用支援事業の整備を進めます。

（3）障害児者虐待予防の推進

障害者虐待防止法に基づく体制を整備し、障害者虐待防止センターにおける虐待予防の見守り体制を推進します。また、虐待が疑われる状況があった場合には、人権に配慮し、早期発見、早期対応が可能な体制を整備します。

（4）障害を理由とする差別解消の推進

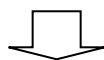
障害を理由とした差別解消のための啓発活動を推進するとともに、安心して地域で自立した生活が送れるよう体制を整備します。

基本テーマ 2

障害児の発達支援

保健・医療サービスとの連携により疾病の予防と障害の早期発見、早期支援及び医療的ケア児や重症心身障害児への専門的な支援、地域療育体制による心身の発達に伴う支援などを行う相談支援等の体制を整備します。

また、学校等教育現場においては保健、福祉など関係機関との連携のもと、一人ひとりの障害や発達の特性に応じた教育体制を整備します。



基本施策

(1) 予防と早期発見

母子保健、こども家庭センター等関係機関との連携により、疾病の予防、早期発見から早期支援につなげる体制の構築を進めます。

(2) 地域療育体制の充実

子ども発達相談支援センターを中心とし、児童の発達や障害、療育について専門的な相談、支援、指導及び訓練等が受けられる体制を整備します。

また、児童発達支援センターいずみの学園による専門的な療育の提供を行います。

(3) 教育環境の拡充

就学及び教育に関して相談できる機会及び特別支援教育等の提供、教職員の専門性の向上を図ります。

(4) インクルージョンの推進

子ども発達相談支援センターを中心とし、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごせるよう年少期からのインクルージョンを推進するとともに、保育所や幼稚園等との連携・協力を促進し、専門的な支援機能について向上を図ります。また、保護者と児童の意見を尊重する環境を整備します。

基本テーマ 3

福祉サービスの拡充と一元化

住み慣れた地域での生活を可能とするため、障害のある人が困りごとや悩み、不安を抱えたときに気軽に相談し、適切で正確な情報を得ることができる体制を整備します。

また、地域生活を支える障害福祉サービス、地域生活支援事業、また障害児・者生活サポート事業等の利用体制を整備します。



基本施策

(1) 相談支援体制・情報共有の拡充

福祉事務所や基幹相談支援センター、相談支援センター、計画相談支援事業者等による地域のネットワークづくりによる一元化を進めます。

また、相談支援者が多様な障害を理解し、複合的な問題解決を図ることができるよう専門性の向上を図ります。

(2) 情報発信体制の拡充

市民に適宜正確な情報を提供するとともに、市民が自らの生活を選択し決定していくことができる情報提供体制を整備します。

(3) 家族支援の充実

家族の介護負担軽減や高齢化、親亡き後の課題に対応するため、関係機関や家族を支援する当事者団体等との連携を強化し、総合的な支援体制づくりを進めます。

(4) 障害サービスの拡充

障害等がある人が安心して地域生活を送ることができるよう、必要な福祉サービスを提供します。

基本テーマ 4

雇用・就労の促進

障害者雇用促進法（昭和 35 年法律第 123 号 平成 25 年改正）の改正により、平成 30 年度から精神障害者も法定雇用率の対象となり、法定雇用率も引き上げられました。就労は自立した生活や社会参加を推進していくうえで重要な課題となっています。

このため、障害者就労支援センターやハローワーク等との連携を強化し、就労の機会拡大を進めます。



基本施策

（１）雇用の促進

企業に対する障害者雇用の理解と職場環境の整備を働きかけるとともに、就労の機会の提供及び職場定着に向け、障害者就労支援センター等との連携を強化します。

（２）障害特性に応じた就労支援の充実

障害の特性や体調の変化等に応じた就労が可能となるよう、きめ細やかな就労及び定着支援を行う体制を整備します。

（３）福祉的就労の充実

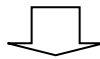
各種就労支援事業等による支援体制の充実と、各種事業で制作された自主製品の販売促進及び共同受注体制の促進等を支援します。

基本テーマ 5

相互理解と交流の促進

地域の中でともに生活していくためには、すべての人々が障害の有無にかかわらず、同じ市民として互いに相手を理解し、尊重し合うことが大切です。

このため、すべての人々が地域社会を構成する一因として交流し、社会、教育、文化、スポーツその他あらゆる分野の活動に参加できる地域づくりを推進します。



基本施策

(1) 広報・啓発活動の充実

障害者差別解消法の趣旨に基づき、市民相互に障害についての正しい知識を広め、広く市民や事業者に向けて、障害の理解や差別禁止などの啓発活動の充実を図ります。

(2) 福祉教育の充実

各小中学校で行われる福祉体験学習について、ボランティア講師の派遣などを支援するとともに、生涯学習事業における福祉学習の機会を充実させます。

(3) 地域自立支援協議会の充実

障害のあるなしにかかわらず、すべての市民がともに暮らすことのできる地域づくりについて協議します。また、福祉施設及び事業者等、社会資源の質の向上に取り組みます。

(4) 地域福祉活動の促進

障害福祉に対する意識の普及や活動への参加を促進し、ボランティアの活動を積極的に支援するとともに、地域におけるつながりを大切にして、様々な支え合いによる地域づくりを促進します。また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、自主製品の販売促進及び普及を図ります。

(5) スポーツ・文化による交流の促進

障害がある人も気軽に参加できるようなスポーツ及びレクリエーション活動の充実、文化芸術やサークル活動などの自主的な活動を支援します。

また、ふれあいピックやデフリンピック等大型スポーツイベントへの選手派遣及びボランティア等の派遣を進めます。

基本テーマ 6

生活環境の整備

障害者の「自立」や「社会参加」という言葉の普及とともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っていることは基本的なこととなっています。

このため、住環境や移動・交通手段を整備し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めるとともに、情報の取得と利用及び意思疎通支援を推進します。

また、災害対策の重要性が高まっており、災害時に必要となる支援体制の構築等、具体的な防災対策を進めます。



基本施策

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障害のあるなしにかかわらず気軽に外出できるよう、公共交通機関や公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。

(2) 住環境・移動・交通対策の整備

障害者向け住宅の確保及び改修支援、移動・交通手段の整備等、地域で安全かつ快適に暮らせる環境を整備します。

(3) 情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律に基づき、情報取得に関する環境の充実を図ります。

(4) 防災対策の推進

大規模災害等に備え、障害のある人も地域住民とともに安全に避難できるよう、地域と一体的な防災対策の推進を図ります。

障害者計画の体系図

基本理念

ともに生き みんなで支えあい すべての人がほっとするまち桶川

基本目標	基本テーマ	内容
基本目標 1 かけがえのない 個人として 尊重される まちづくり	基本テーマ 1 障害者の 自己決定と 意思尊重の促進	(1) 障害者の自己決定の促進 (2) 権利擁護体制の充実 (3) 障害児者虐待予防の推進 (4) 障害を理由とする差別解消の推進
	基本テーマ 2 障害児の発達 支援	(1) 予防と早期発見 (2) 地域療育体制の充実 (3) 教育環境の拡充 (4) インクルージョンの推進
	基本テーマ 3 福祉サービスの 拡充と一元化	(1) 相談支援体制・情報共有の拡充 (2) 情報発信体制の拡充 (3) 家族支援の充実 (4) 障害サービスの拡充
基本目標 2 ともに支えあい ともにつながりあう 地域づくり	基本テーマ 4 雇用・就労の 促進	(1) 雇用の促進 (2) 障害特性に応じた就労支援の充実 (3) 福祉的就労の充実
	基本テーマ 5 相互理解と 交流の促進	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 福祉教育の充実 (3) 地域自立支援協議会の充実 (4) 地域福祉活動の促進 (5) スポーツ・文化による交流の促進
基本目標 3 すべての人々に あって 公平で自由な 社会づくり	基本テーマ 6 生活環境の整備	(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (2) 住環境・移動・交通対策の整備 (3) 情報の取得利用・意思疎通の推進 (4) 防災対策の推進

だい しょう
第 2 章

おも し さ く じぎょう
主な施策・事業

施策の体系

基本テーマ1 障害者の自己決定と意思尊重の促進

基本施策	主な施策・事業	所管課／実施機関
(1) 障害者の自己決定の促進	サービス等利用計画に基づく障害者福祉サービス利用の充実	障害福祉課 子ども未来課
(2) 権利擁護体制の充実	成年後見制度利用支援事業の充実	障害福祉課 高齢介護課
	日常生活自立支援事業の充実	社会福祉協議会
	人権思想啓発事業の充実	人権・男女共同参画課
	悪質商法被害防止啓発活動の充実	自治振興課
(3) 障害児者虐待予防の推進	障害者虐待防止センター機能の充実	障害福祉課
	虐待対応会議の充実	障害福祉課
(4) 障害を理由とする差別解消の推進	差別解消協議会の設置	障害福祉課
	合理的配慮支援事業の推進	障害福祉課

基本テーマ2 障害児の発達支援

基本施策	主な施策・事業	所管課／実施機関
(1) 予防と早期発見	妊婦健康診査の充実	健康増進課
	乳幼児健康診査の充実	健康増進課
	乳幼児発達相談の充実	健康増進課
(2) 地域療育体制の充実	児童発達支援センターいずみの学園の充実	児童発達支援センターいずみの学園
	療育指導事業（親子教室、心理相談、言語指導、運動機能訓練、巡回相談等）の充実	子ども発達相談支援センター
	保育所等訪問支援の充実	子ども未来課 子ども発達相談支援センター
	障害児相談支援の充実	障害福祉課 子ども未来課

		子ども発達相談支援センター
	子ども家庭センター（子どもと家庭なんでも相談等）との連携	子ども未来課
(3) 教育環境の拡充	就学相談（就学支援委員会、就学相談会等）の充実	学校支援課 子ども未来課
	教育相談の充実	学校支援課 教育センター
	特別支援学級の充実	学校支援課
	「ことばの教室」の充実	学校支援課
	発達障害・情緒障害通級指導教室の充実	学校支援課
(4) インクルージョンの推進	混合保育（保育所で障害児と健常児を一緒に保育）の促進	保育課
	交流保育（保育所と児童発達支援センターいずみの学園の交流会）の促進	保育課 児童発達支援センターいずみの学園
	放課後児童クラブにおける障害のある児童の受け入れ体制の確保	保育課
	交流教育（特別支援学校支援籍学習）の推進	学校支援課
	障害のある児童・生徒における教育の連携（幼・保・小・中教育研究協議会設置）の強化	学校支援課
	教職員の発達障害等に対する理解及び指導力向上のための研修等の充実	学校支援課

基本テーマ3 福祉サービスの拡充と一元化

基本施策	主な施策・事業	所管課／実施機関
(1) 相談支援体制・情報共有の拡充	研修等による福祉事務所職員の専門性の強化	障害福祉課 子ども未来課
	基幹相談支援センター運営の推進	障害福祉課 子ども未来課
	相談支援センター等専門職員による総合相談の充実と関連事業者との重層的支援体制の構築	社会福祉課 障害福祉課 子ども未来課
	相談支援機関会議の開催	障害福祉課 子ども未来課
	計画相談支援従事者の拡充	障害福祉課 子ども未来課
	精神障害者への包括的な支援	障害福祉課
	地域移行・地域定着の推進	障害福祉課
	関係機関等との連携による要支援者の把握	障害福祉課
(2) 情報発信体制の拡充	「障害者福祉のあんない」の配布	障害福祉課
	「子育て支援ガイドブック」の配布	子ども未来課
	難病・発達障害・高次脳機能障害に関するリーフレットの作成	障害福祉課 子ども未来課
(3) 家族支援の充実	家族に対する相談強化	障害福祉課 子ども未来課
	家族を支える支援団体の連携支援	障害福祉課 子ども未来課
(4) 障害サービスの拡充	補装具・日常生活用具の利用支援の充実	障害福祉課 子ども未来課
	居宅サービスの利用支援の充実	障害福祉課 子ども未来課
	サービス利用支援体制の整備	障害福祉課 子ども未来課
	施設サービスの利用支援の充実	障害福祉課 子ども未来課

	経済的援助の充実	障害福祉課 子ども未来課
	難病・発達障害・高次脳機能障害に対する支援の充実	障害福祉課 子ども未来課
	住宅改修（既存住宅のてすり、スロープ等）の支援	障害福祉課 子ども未来課 高齢介護課
	児童発達支援・放課後等デイサービスの利用支援	子ども未来課

基本テーマ4 雇用・就労の促進

基本施策	主な施策・事業	所管課／実施機関
(1)雇用の促進	企業に対する啓発	産業観光課 障害福祉課(障害者就労支援センター)
	企業開拓の促進	障害福祉課(障害者就労支援センター)
	市等における雇用の促進	職員課
(2)障害特性に応じた就労支援の充実	発達障害総合支援センターとの連携	障害福祉課(障害者就労支援センター)
	難病相談支援センターとの連携	
	高次脳機能障害者支援センターとの連携	障害福祉課(障害者就労支援センター)
	重度障害者等就労特別支援の実施	障害福祉課
	ハローワークとの連携	障害福祉課(障害者就労支援センター)
	埼玉県雇用サポートセンターとの連携	障害福祉課(障害者就労支援センター)
(3)福祉的就労の充実	就労移行支援、就労継続支援A・B型事業者との連携	障害福祉課(障害者就労支援センター)
	授産作業を行う事業者との連携	障害福祉課(障害者就労支援センター)
	福祉的就労に関する調査・研究	障害福祉課
	共同受注体制の支援	障害福祉課

基本テーマ5 相互理解と交流の促進

基本施策	主な施策・事業	所管課／実施機関
(1) 広報・啓発活動の充実	広報紙、インターネット等による啓発	秘書広報課 障害福祉課
	イベント（ふれあいフェスタ等）、授産製品販売等による啓発	障害福祉課
	サポートガイド等による周知	障害福祉課 地域自立支援協議会
	コミュニティリーダーへの研修実施	社会福祉協議会
	市職員に対する福祉研修実施	職員課
(2) 福祉教育の充実	ボランティア講師の派遣	学校支援課 社会福祉協議会
	教職員研修の充実	学校支援課 障害福祉課
	福祉体験学習の充実（サポートガイド等の活用）	学校支援課 障害福祉課 地域自立支援協議会
	生涯学習事業における福祉学習機会の充実	生涯学習・スポーツ推進課
(3) 地域自立支援協議会の充実	地域自立支援協議会の定期開催	障害福祉課 子ども未来課
	テーマ別事案検討の継続	障害福祉課 子ども未来課
	社会資源の質の向上	障害福祉課 子ども未来課
(4) 地域福祉活動の促進	ボランティアの育成・定着	社会福祉協議会
	ボランティア体験機会の提供	社会福祉協議会
	ボランティアセンター機能の整備	社会福祉協議会
	障害者団体の育成	社会福祉協議会
	障害者サロン等自主活動の促進	社会福祉協議会

	調達方針の作成と受注製品の利用促進	障害福祉課
	公的機関からの発注促進	各主管課 障害福祉課
(5) スポーツ・文化による交流の促進	ふれあいピック、デフリンピック等スポーツ・文化芸術活動に参加する機会の創出	障害福祉課
	スポーツ・文化に関係する者のネットワークづくり	障害福祉課
	地域行事への参加促進	障害福祉課 地域自立支援協議会

基本テーマ6 生活環境の整備

基本施策	主な施策・事業	所管課／実施機関
(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づいた整備の推進	都市計画課 道路河川課 建築課 市街地整備課
	公共施設（段差解消、スロープ、手すり、障害者用トイレ等の設置）の整備	各施設主管課 建築課
	公共施設におけるおもいやり駐車場の設置	各施設主管課
	歩道（段差解消、点字ブロックの設置、放置自転車対策等）の整備	道路河川課 市街地整備課 安心安全課
	バリアフリー化に配慮した都市基盤の整備	駅東口整備推進課 市街地整備課
(2) 住環境・移動・交通対策の整備	障害者向け住宅（高齢者・障害者借り上げ型住宅）の周知	建築課 障害福祉課
	住宅改修（既存住宅の手すり・スロープ設置等）の支援	障害福祉課 子ども未来課 高齢介護課

	路線バス及び市内循環バス路線の充実	企画調整課 安心安全課
	市内循環バス障害児・者無料化事業の充実	安心安全課 障害福祉課
	福祉タクシー等事業の充実	障害福祉課
	移送サービス事業の充実	障害福祉課 社会福祉協議会
	身体障害者自動車運転免許取得費用の補助	障害福祉課
	身体障害者自動車改造費の助成	障害福祉課
(3) 情報の取得利用・意思疎通の推進	手話奉仕員と手話通訳者の養成	障害福祉課
	手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣	障害福祉課
	朗読サービスの充実	社会福祉協議会
	広報紙等の電子データ等による発行	秘書広報課 議会事務局 社会福祉協議会
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進	障害福祉課 子ども未来課
	情報支援機器（ICT）の活用による情報取得支援	障害福祉課 子ども未来課
	ヘルプカードの利用促進	障害福祉課
	障害者向け講座（視覚障害者向けパソコンサポートセンター事業等）、障害者交流サロンの充実	生涯学習・スポーツ推進課 社会福祉協議会
(4) 防災対策の推進	緊急通報システム（ひとり暮らしの障害者等）の利用促進	障害福祉課 高齢介護課
	安否確認体制（高齢者安心見守りネットワーク事業等）の整備	安心安全課 社会福祉課 障害福祉課 高齢介護課
	緊急時マニュアル（地震、洪水ハザードマップ等）の作成・普及	安心安全課
	防災思想の普及・啓発	安心安全課

	地域防災計画の策定、実施等	安心安全課
	地域ぐるみ協力体制（自主防災組織）の強化	安心安全課
	避難所の周知及び体制整備	安心安全課
	避難行動要支援者名簿の作成・管理	安心安全課 社会福祉課 障害福祉課 子ども未来課 高齢介護課



だい しょう

第 3 章

けいかく すいしんたいせい

計画の推進体制

1. 計画の推進体制

- (1) 本計画に掲げる施策は、関係部局と連携を図りながら施策の総合的な推進に取り組むと同時に、年度ごとに各主管課等において実績に基づく分析及び評価を行い、必要に応じ改善等の措置を講じるものとします。
- (2) 本計画に掲げる施策を推進していくためには、社会全体での取り組みが不可欠であることから、広報などを通じて市民の理解を深め多様な活動の推進を図るとともに、社会福祉協議会等の地域団体、医療機関等の関係団体や社会福祉サービス事業者などと協力関係に基づき進めるものとします。
- (3) 本計画の進行管理においては、P D C A（Plan 計画、Do 実行、Check 評価、Action 改善）サイクルに基づく継続的改善の考え方に基づいて実施する他、地域自立支援協議会など第三者による客観的評価も得て、本計画に掲げる施策の実施状況の点検及び進行管理を行うものとします。



だい へん
第2編

おけがわししょうがいふく しけいかく
桶川市障害福祉計画・

おけがわししょうがいじふく しけいかく
桶川市障害児福祉計画

だい しょう
第1章

けいかく きほんてき かんが かつ
計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

この計画は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという障害者基本法（昭和45年法律第84号）や障害者総合支援法（平成17年法律第123号）、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮するものとします。

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）障害福祉サービスの一元化による施策の推進

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）及び難病患者等並びに障害児に対して、利用者のニーズに合わせた必要な情報提供とサービス利用が実現されるよう施策を推進します。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、障害者の重度化、高度化、「親亡き後」を見据えた提供体制の整備と機能の強化を進めます。

また、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制の整備を行います。これら、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

(4) ^{ち い き きょうせいしゃかい} ^{じつげん} ^む ^{とりくみ} 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) ^{しょうがいじとう} ^{すこ} ^{いくせい} ^{はったつしえん} 障害児等の健やかな育成のための発達支援

障害児が障害児支援を利用することにより障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。また、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）等について、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) ^{しょうがいふくしじんざい} ^{かくほ} ^{ていちゃく} 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高度化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図ります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携の推進等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者等と協力して取り組めます。

(7) ^{しょうがいしゃ} ^{しゃかいさんか} ^{ささ} ^{とりくみていちゃく} 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者が地域で安心して暮らすため、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を、関係部署と連携を図りながら、障害者の多様なニーズを踏まえた支援ができるよう取り組めます。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢の享受のため、障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、障害者等による

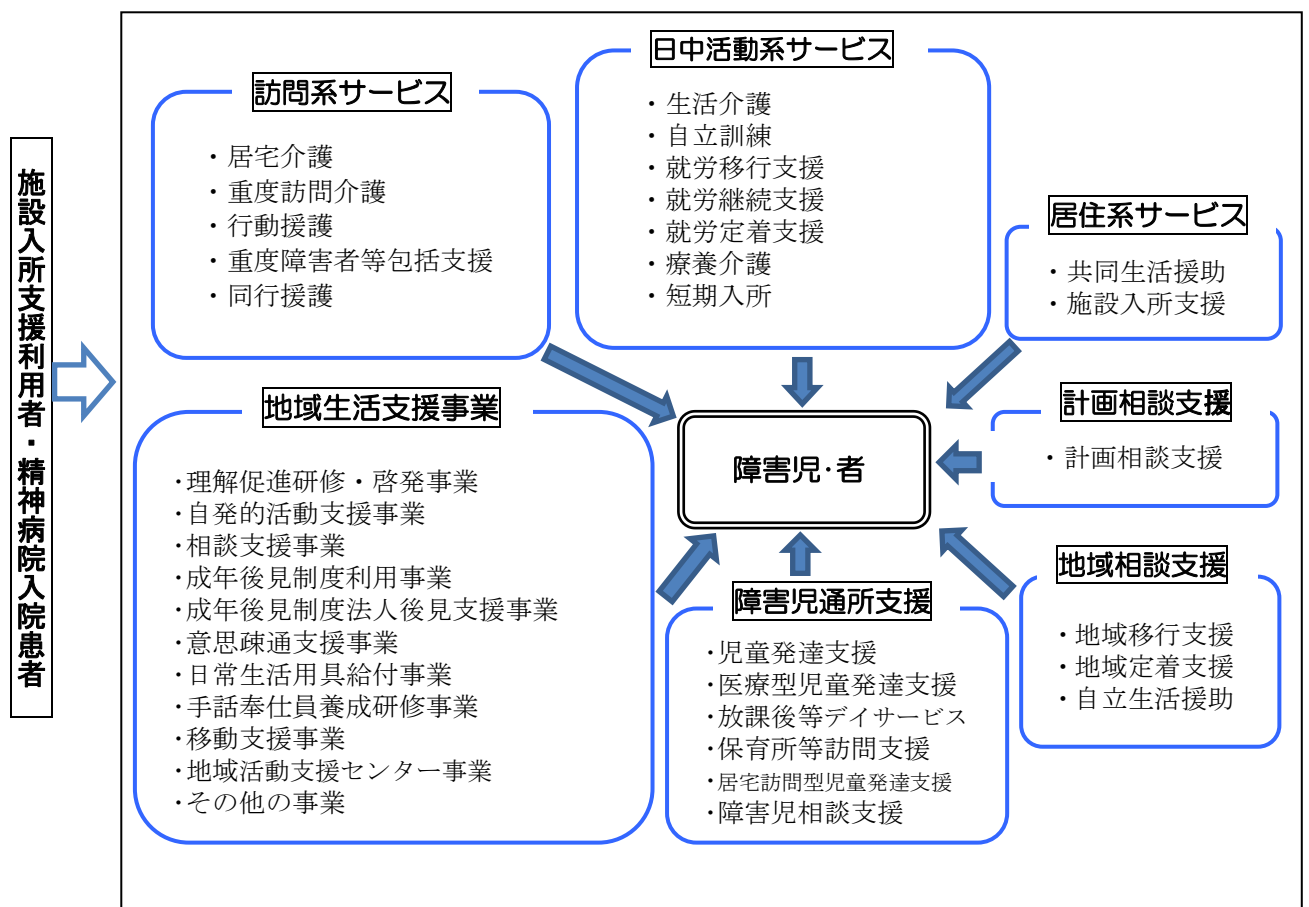
情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

2. 障害福祉サービス等の事業体系

【I】 地域生活支援の仕組み

地域生活支援のためのサービスには障害者総合支援法によるサービスである「自立支援給付」、「地域生活支援事業」と児童福祉法によるサービスである「障害児通所支援」によって構成されており、障害者の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。

■ 障害児・障害者の地域生活支援の仕組み

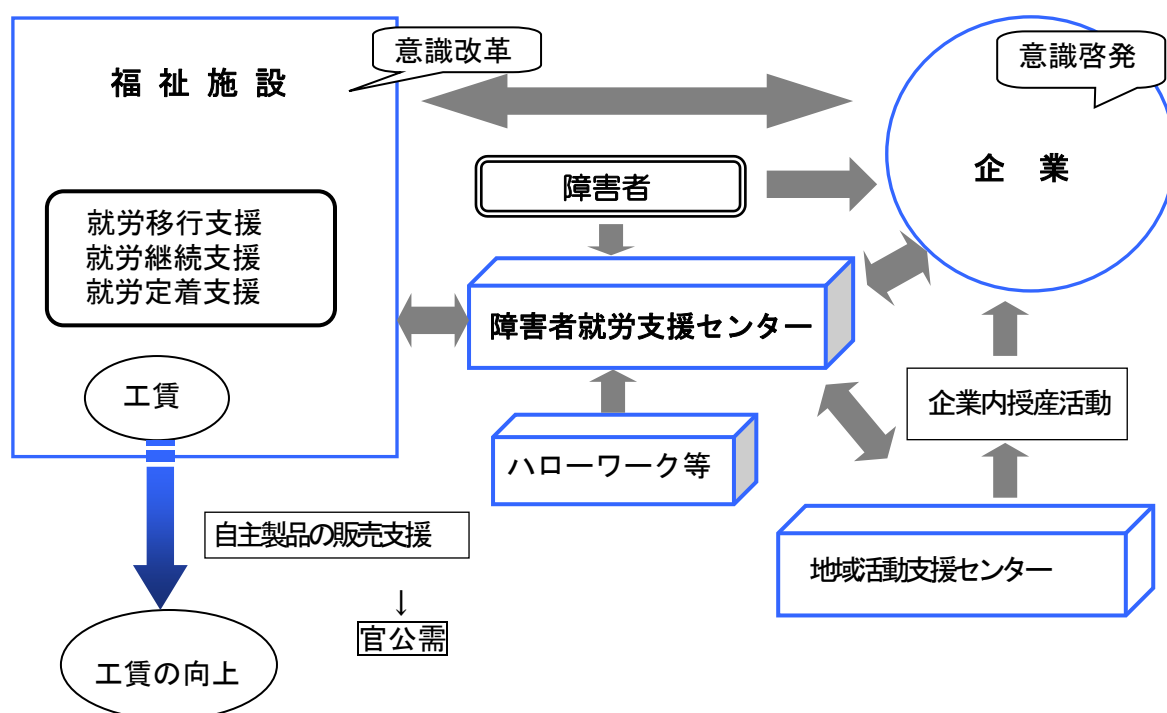


【Ⅱ】

就 労 支 援 の 仕 組 み

就労に関するサービスには、福祉的就労として就労移行支援や就労継続支援（Ａ・Ｂ）型、就労定着支援を利用する自立支援給付や地域活動支援センターを利用する地域生活支援事業などがあります。また、障害者就労支援センターにて、障害者やその家族、事業所に対して相談から職場定着等の支援を行い、離職者や特別支援学校卒業者等に対する支援等、障害者雇用全体の取り組みも引き続き進めていきます。

■ 障害者の就労支援の仕組み



だい しょう
第2章

もくひょうねんど れいわ ねんど
目標年度（令和8年度）における

すうちもくひょう せってい
数値目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目指す方向】

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値です。

地域生活移行者数を6%以上としています。

施設入所者数は、強度行動障害や重度の重複障害等による地域生活が困難な者の入所待ちが増加傾向であることから、埼玉県目標と同様に削減数の数値目標は設定しないものとします。

【目標値の設定】

項 目	数 値	備 考
令和4年度末の入所者数* (A)	57人	
令和8年度の地域生活移行者数 (C)	4人	削減率 (C/A) 7.0% ※国・県基本指針は6%以上

*障害者支援施設の入所者数



2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目指す方向】

精神障害者（発達障害者や高次脳機能障害者を含む）が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、桶川市、上尾市、伊奈町との共同による協議の場を開催し、目標設定及び評価を実施します。また、精神障害者への相談支援を充実させ、適切なサービスの支給を行います。

【目標値の設定】

項 目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による				
協議の場の開催回数	6回	6回	6回	6回
協議の場への関係者の参加者数	17人	18人	19人	20人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	2回
精神障害者				
地域移行支援	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	1人	1人	1人
共同生活援助	20人	21人	22人	24人
自立生活援助	0人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	6人	6人	6人	6人

3. 地域生活支援の充実

【目指す方向】

地域生活のための機能を備えた複数の事業所等による面的な体制を整えることで、障害のある人やその家族からの相談支援や緊急事態の体制の整備を図るものです。これら体制の充実ため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の推進を進め、また、支援の実績等を踏まえ年12回の運用状況の検証及び検討を行います。

また、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

【目標値の設定】

項 目	数値（年間）	備 考
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1カ所	面的整備として実施
コーディネーターの配置人数	2人	
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	令和8年度末時点において
機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施	12回	
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	構築	令和8年度末時点において

※桶川市、上尾市、伊奈町との共同実施

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【目指す方向】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等から一般就労に移行する者の目標値です。国の指針に沿い、令和3年度末の1.28倍以上を目標にします。そのうち、各事業の目的や実態を踏まえ、サービス毎に令和3年度末の実績を基に目標を設定します。

【目標値の設定】

項 目	実 績 (令和3年度末)	数 値 (令和8年度末)	備 考 (国の指針等)
一般就労移行者数	14人	18人	1.28倍以上
うち就労移行支援	11人	15人	1.31倍以上
うち就労継続支援A型	1人	1人	1.29倍以上
うち就労継続支援B型	2人	2人	1.28倍以上
就労定着支援利用者	17人	24人	1.41倍以上
就労移行支援事業のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上	1カ所	1カ所	市内2事業所※
就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	1カ所	2カ所	市内2事業所※

※令和5年7月末時点

5. しょうがいじえん ていきょうたいせい せいびとう 障害児支援の提供体制の整備等

【目指す方向】

地域で生活する障害児（発達障害、強度行動障害及び高次脳機能障害を含む）及びその家族に対して、効果的な支援を提供できるよう、地域における支援体制の整備を行います。障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を持ち、地域における中核的な支援施設として児童発達支援センターを運営し、重度心身障害児が身近な地域で児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを利用できるよう、支援体制の充実を図るとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を進めます。

また、医療的ケア児が地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討します。

【目標値の設定】

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置数	1 カ所	市内もしくは圏域での設置
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	12 カ所	市内もしくは圏域での設置 (令和 8 年度までの設置)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 カ所以上確保	1 カ所	市内もしくは圏域での確保 (令和 8 年度までの確保)
医療的ケア児に関し関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1 カ所	市内もしくは圏域での設置 (令和 8 年度までの設置)
居宅訪問型児童発達支援	1 か所	市内もしくは圏域での設置 (令和 8 年度までの設置)

6. そうだんし えんたいせい 相談支援体制の充実・じゅうじつ 強化等 きょうかとう

【目指す方向】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに総合的な相談、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを桶川市、上尾市、伊奈町との共同で設置します。また、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の強化を図ります。

【目標値の設定】

項 目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター				
設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	110件	120件	130件	140件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件	14件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	27件	12回	12回	14回
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数、参加事業者・機関数	8回 8事業所	10回 8事業所	10回 8事業所	10回 9事業所
専門部会の設置数・実施回数	9部会 77回	8部会 80回	8部会 80回	8部会 80回

※桶川市、上尾市、伊奈町との共同実施

7. 障害福祉サービスの質の向上を図るための 取り組みに係る体制の構築

【目指す方向】

職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するとともに、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくために必要な情報を関係機関と共有します。

【目標値の設定】

項 目	数値（年間）	備 考
障害者総合支援法に関する研修の参加人数	4 人	埼玉県等が実施する研修への市職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1 回	相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等の関係機関との情報の共有回数

だい しょう
第3章

しょうがいふくし どう みこりょう
障害福祉サービス等の見込量と

かくほ ほうさく
確保の方策

しょうがいふくし とう みこみりょう かくほ ほうさく 1. 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

ほうもんけい (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護の総称で、各サービスの内容は次のとおりです。

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事等の身体介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助等を提供するサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事等の身体介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、外出時における移動支援などを総合的に提供するサービス
同行援護	視覚障害により、著しい困難を有する障害者等を対象とし、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の支援、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービス
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者のうち、常時介護を必要とする人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービス
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者のうち、介護の必要度が著しく高い人に対し、居宅介護及びその他の障害福祉サービスを包括的に提供するサービス

【利用対象者】

- 居宅介護——障害支援区分1以上の人（身体介護を伴う場合は、区分2以上）
- 重度訪問介護——障害支援区分4以上の人で、二肢以上に麻痺があり、「歩行」や「移動」、「排尿」、「排便」のいずれにも支障をきたす人や、普段の行動に著しい支障をきたす人
- 同行援護——支給対象者を特定するための独自指標（同行援護アセスメント表）の基準を満たす人、身体介護を伴う場合は、区分2以上
- 行動援護——障害支援区分3以上であって、普段の行動に支障をきたす人
- 重度障害者等包括支援——障害支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態等にある人

【サービス見込量】

サービス見込量は、過去３年間の利用実績から推計し、利用者数の増加から勘案して利用者数を見込みました。

区 分	単 位	３か年の見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	時間数	1,540	1,575	1,610
	人数	88	90	92
重度訪問介護	時間数	866	1,155	1,155
	人数	3	4	4
同行援護	時間数	935	935	990
	人数	17	17	18
行動援護	時間数	153	170	187
	人数	9	10	11
重度障害者等包括支援	時間数	0	0	120
	人数	0	0	1

【３か年の実績】

区 分	単 位	３か年の見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護	時間数	1,406	1,423	1,393
	人数	84	85	81
重度訪問介護	時間数	603	909	458
	人数	3	3	2
同行援護	時間数	838	883	939
	人数	17	17	17
行動援護	時間数	107	142	143
	人数	7	9	9
重度障害者等包括支援	時間数	0	0	0
	人数	0	0	0

※令和５年７月末現在

本計画における単位について

「人」… 平均的な1か月間においての利用実人数

「人分」… 月間の利用人数

「人日分」… 「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

《サービス量確保のための方策》

利用対象者や時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者が専門的な人材の確保や資質の向上が図れるよう働きかけていきます。



(2) ^{にっちゅうかつどうけい}日中活動系サービス

① ^{せいかつかいご}生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供するサービスです。

【利用対象者】

- 障害支援区分3以上の人（施設に入所する場合は区分4以上の人）
- 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上の人（施設に入所する場合は区分3以上の人）

【サービス見込量】

サービス見込量は、これまでの利用者数に加え、特別支援学校等の卒業生、潜在的なニーズを想定し、利用者数を見込みました。

単位：人、人日分

区 分	3か年の見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護利用者	75	77	80
重度障害者	22	23	24
生活介護利用量	1,125	1,155	1,200

【3か年の実績】

単位：人、人日分

区 分	3か年の実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護利用者数	64	73	73
生活介護利用量	825	902	957

※令和5年7月末現在

② 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。

【利用対象者】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

【サービス見込量】

過去数年間では、利用者数は安定して推移していることから、今後もほぼ同数程度で見込みました。

単位：人、人日分

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立訓練（機能訓練）利用者数	3	3	4
自立訓練（機能訓練）利用量	33	33	44

【3 か年の実績】

単位：人、人日分

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練（機能訓練）利用者数	2	3	3
自立訓練（機能訓練）利用量	14	31	32

※令和 5 年 7 月末現在

③ 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援、相談等を行うサービスです。

【利用対象者】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人
- 特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により病状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人

【サービス見込量】

特別支援学校卒業生を中心に利用者数は安定して推移しています。現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生などの新たな利用者を勘案して見込みました。

単位：人、人日分

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立訓練（生活訓練）利用者数	8	8	10
自立訓練（生活訓練）利用量	144	144	180

【3 か年の実績】

単位：人、人日分

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練（生活訓練）利用者数	6	6	8
自立訓練（生活訓練）利用量	123	91	128

※令和 5 年 7 月末現在

④ しゅうろういこうしえん 就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する65歳未満の障害者及び一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労が見込まれる障害者に対し、2年間のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。

【利用対象者】

- 就労を希望する人のうち、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識・技術の習得若しくは就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の人
- あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

【サービス見込量】

市内に就労移行支援事業所が開設されたことや、就労支援体制の充実により、年々利用者は増加傾向にあります。また就労継続支援B型サービスの利用要件を満たさない人は就労移行支援事業所で一定期間訓練を受ける必要があるため、特別支援学校卒業人数をふまえ、今後の利用者は増加すると見込みました。

単位：人、人日分

区 分	3か年の見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援利用者数	40	42	44
就労移行支援利用量	760	798	836

【3か年の実績】

単位：人、人日分

区 分	3か年の実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援利用者数	42	41	39
就労移行支援利用量	663	660	744

※令和5年7月末現在

⑤ 就労継続支援 A 型（雇用型）

就労継続支援 A 型（雇用型）は、利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。

【利用対象者】

- 就労移行支援事業を利用したものの、企業等の雇用に結びつかなかった人
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- 企業等を離職したなど就労経験があり、現在は雇用関係の状態にない人

【サービス見込量】

過去数年間では、利用者数は安定して推移していることから、今後もほぼ同数程度で見込みました。

単位：人、人日分

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援（A 型）利用者数	48	50	50
就労継続支援（A 型）利用量	912	950	950

【3 か年の実績】

単位：人、人日分

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援（A 型）利用者数	34	43	46
就労継続支援（A 型）利用量	655	819	911

※令和 5 年 7 月末現在

⑥ 就労継続支援 B 型（非雇用型）

就労継続支援 B 型（非雇用型）は、就労移行支援事業により一般就労に結びつかなかった人や一般企業での就労経験があるものの、年齢や体力の面で雇用が困難となった人等に対し、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。

【利用対象者】

- 企業等や就労継続支援事業 A 型（雇用型）での就労経験があり、年齢や体力の面で、雇用されることが困難な人
- 就労移行支援事業を利用した結果、当該サービスの利用が適当と判断された人
- 上記に該当しない人で、50歳に達している又は障害基礎年金 1 級を受給している人

【サービス見込量】

一般就労が困難な人への生産活動の機会の提供や、就労に向けた訓練など多様な役割を担っており、今後も安定した利用を見込みました。

単位：人、人日分

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援（B 型）利用者数	112	116	120
就労継続支援（B 型）利用量	1,904	1,972	2,040

【3 か年の実績】

単位：人、人日分

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援（B 型）利用者数	96	108	113
就労継続支援（B 型）利用量	1,609	1,727	1,889

※令和 5 年 7 月末現在

⑦ しゅうろうていちやくしえん 就労定着支援

就労定着支援は平成30年度から始まったサービスです。就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行い、一般就労後の職場定着率の向上を目的とするサービスです。

【利用対象者】

○就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

【サービス見込量】

平成30年度からサービス提供が始まり、年々利用者が増加傾向にあります。最長3年の利用ができることを踏まえ利用者数を見込みました。

単位：人

区 分	3か年の見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援利用者数	18	20	22

【3か年の実績】

単位：人

区 分	3か年の実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援利用者数	15	17	18

※令和5年7月末現在

⑧ 療 養 介 護

療養介護は、医療を必要とし、常時介護を必要とする障害者に対し、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

【利用対象者】

○長期の入院による医療的ケアを要する人で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人、あるいは筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で障害支援区分5以上の人

【サービス見込量】

このサービスは、重症心身障害児施設等の利用者の移行や潜在的なニーズを想定し、見込みました。

単位：人

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
療養介護利用者数	6	6	7

【3 か年の実績】

単位：人

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護利用者数	6	6	6

※令和 5 年 7 月末現在

⑨ た ん き に ゆ う し ょ 短期入所

短期入所は、自宅で介護する人が病気などの場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用対象者】

○障害支援区分 1 以上の人

【サービス見込量】

現在の短期入所の利用者数及び利用日数や特別支援学校卒業生の人数から、今後の利用を見込みました。

【福祉型】

単位：人、人日分

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	14	14	15
重度障害者	3	3	4
月間利用量	126	126	126

【医療型】

単位：人、人日分

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	3	4	5
重度障害者	1	1	2
月間利用量	14	18	20

【3 か年の実績】

単位：人、人日分

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	11	14	17
月間利用量	87	133	143

※令和 5 年 7 月末現在

《サービス量確保のための方策》

新規利用者のニーズなどを把握し、日中活動系サービスの確保などの体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、病院から一人暮らしへの移行を希望する障害者等に対し、一定期間、定期的な訪問や随時の対応により生活面のアドバイス等を行うサービスです。既存の地域移行支援と地域定着支援の間に補い着実な地域定着を図るものです。

【利用対象者】

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人
- 精神科病院に入院している精神障害者で一人暮らしを希望する人
- 地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力に不安がある人

【サービス見込量】

集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者の中には理解力や生活力が十分ではないためにサテライト式のグループホームを利用している人がいることや、潜在的なニーズを想定し、見込みました。

単位：人

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助 利用者数	1	2	2

【3 か年の実績】

単位：人

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助 利用者数	0	0	0

※令和 5 年 7 月末現在

② 共同生活援助（グループホーム） きょうどうせいかつえんじょ

共同生活援助（グループホーム）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。事業所の形態によっては、外部の居宅介護事業所に身体的な介護の提供を委託する場合（受託居宅介護）もあります。

【利用対象者】

- 65歳に達する前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがない65歳以上の身体障害者を除く、全ての障害者が対象
- 身体的な介護を要する人は障害支援区分の認定が必要

【サービス見込量】

入院している人の地域移行等により、グループホームのニーズは高まっており、今後グループホームの数も増えることが想定されます。一方で、グループホームに入居後、集団生活にうまく馴染めず退所する人も一定数います。そのため現在のグループホームの利用者数を基礎として、増加を見込みました。

単位：人

区 分	3か年の見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 利用者数	90	97	100
重度障害者	20	22	24

【3か年の実績】

単位：人

区 分	3か年の実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 利用者数	69	80	87

※令和5年7月末現在

③ 施設入所支援^{し せ つ に ゆ う し ょ し え ん}

施設入所支援は、夜間において介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ、食事の世話等を提供するサービスです。

【利用対象者】

- 生活介護を受けている障害支援区分が4以上の人（50歳以上の人は、区分3以上の人）
- 自立訓練、就労移行支援を受けている人で、次のいずれかに該当する人
 - ・入所しながら訓練を受けることが必要かつ効果的と認められる人
 - ・やむを得ない事情により、通所による訓練が困難な人
- 就労継続支援B型を受けている人であって、サービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、利用の必要性が認められる人

【サービス見込量】

入所者の高齢化に伴う高齢者施設への移行等が想定される一方で、依然入所希望の待機者（身体障害者2人、知的障害者18人の合計20人）が一定数います。国基本指針では削減が示されているものの、県同様本市においても削減の数値目標は設定せず、待機者の入所も見込み算出しました。

単位：人

区 分	3か年の見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	57	59	60

【3か年の実績】

単位：人

区 分	3か年の実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	53	56	56

※令和5年7月末現在

《サービス量確保のための方策》

病院や施設等から地域生活へ移行を希望する人などへ自己選択・自己決定による地域移行を進めます。グループホームや施設の整備に、県や関係部局と協力するなど体制の充実を図ります。

(4) 相 談 支 援

① 計 画 相 談 支 援

計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害児・者が対象となります。支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直しに対し、計画相談支援給付費を支給するサービスです。

【利用対象者】

○原則、障害福祉サービスを利用する全ての人

【サービス見込量】

このサービスは、原則全ての障害福祉サービス利用者が利用すること、セルフプランの活用が増加していることを勘案し、利用者数は安定して推移すると想定し、利用者数を見込みました。

なお、単位の「人」は、平均的な1か月間における利用実人数です。

単位：人

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援 利用者数	85	87	90

【3 か年の実績】

単位：人

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援 利用者数	74	88	83

※令和 5 年 7 月末現在

② ち い き い こ う し え ん 地域移行支援

地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人へ、住居の確保、相談、その他必要な支援を行います。

【利用対象者】

- 障害者支援施設等に入所している人
- 精神科病院に入院している精神障害者
- 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- 刑事施設、少年院に収容されている障害者

【サービス見込量】

施設や病院からの地域生活への移行者数が増えることを勘案し、利用者数を見込みました。

単位：人

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域移行支援 利用者数	1	2	2

【3 か年の実績】

単位：人

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援 利用者数	1	0	0

※令和 5 年 7 月末現在

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

【利用対象者】

- 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある人
- 居宅において家族と同居しているが、当該家族等が障害や疾病のため緊急時の支援が見込めない状況にある人

【サービス見込量】

同居している家族による支援が受けられない障害者や施設や病院からの地域生活へ移行する障害者数を勘案し、利用者数を見込みました。

単位：人

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域定着支援 利用者数	1	1	2

【3 か年の実績】

単位：人

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域定着支援 利用者数	0	0	0

※令和 5 年 7 月末現在

《サービス量確保のための方策》

全ての障害福祉サービス利用者が指定特定相談支援を受けられるように市の相談機能を強化するとともに、指定特定相談支援体制の充実を図ります。

施設や病院からの地域生活への移行者のニーズなどを把握し、市の相談機能を強化するとともに、民間事業者の活用による体制の充実を図ります。

(5) 障害児通所支援、障害児入所支援等

① 障害児通所支援

障害のある18歳未満の児童が対象のサービスです。平成30年度から、重度の障害があり、児童発達支援事業所等への外出が困難な児童に対し、自宅へ訪問し、児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が開始されました。各サービスの内容は次のとおりです。

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援を行うサービス
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うサービス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成等、自立した生活を支え、適切なサービス利用などに向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービス

【利用対象者】

- 児童発達支援——療育の観点から集団療育及び・個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児
- 医療型児童発達支援——肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児
- 放課後等デイサービス——学校教育法に規定している学校に就学しており、授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
- 保育所等訪問支援——保育所等、その他集団を営む施設に通う障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児
- 居宅訪問型児童発達支援——重度の障害状態、これに準ずるものとして定められた状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な児童
- 障害児相談支援——上記サービスを利用する障害児

【サービス見込量】

児童発達支援は、過去数年間では利用者数は安定して推移しており、今後も安定した利用が見込まれます。放課後等デイサービスは、特別支援学校就学児童だけでなく、特別支援学級在籍児童のニーズもあって利用者数の推移が安定してみられていますが、今後のサービス提供事業所の増設などに伴って、サービス量の増加を見込みました。

単位：人/年

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	80	80	80
医療型児童発達支援	1	1	1
放課後等デイサービス	140	145	150
保育所等訪問支援	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1
障害児相談支援	200	210	220

【3 か年の実績】

単位：人/年

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	69	78	64
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	135	131	129
保育所等訪問支援	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
障害児相談支援	149	172	108

※令和 5 年 7 月末現在

② 障害児入所支援

在宅での介助が困難な障害のある児童について、施設での生活支援を行うサービスです。

障害児入所支援には福祉型入所支援と医療型入所支援があり、サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内 容
福祉型児童入所支援	施設において保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行うサービス
医療型児童入所支援	施設において保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

【利用対象者】

- 福祉型児童入所支援——身体障害、知的障害、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
- 医療型児童入所支援——医療的ケアを要する児童、重症心身障害児

【サービス見込量】

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
福祉型児童入所支援	1	1	1
医療型児童入所支援	1	1	1

【3 か年の実績】

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉型児童入所支援	0	0	0
医療型児童入所支援	0	0	0

※令和 5 年 7 月末現在

③ 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障害児支援の充実を図るため、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【実施見込み】

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1 名以上を維持	1 名以上を維持	1 名以上を維持

【3 か年の実績】

区 分	3 か年の実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	3	4	4

※令和 5 年 7 月末現在

《サービス量確保のための方策》

新規利用者のニーズなどを把握し、必要なサービスや相談支援など体制の充実を図ります。

(6) 発達障害者等に対する支援

埼玉県では「埼玉県発達障害者総合支援センター」を設置し、保護者などが子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けて適切な対応ができるように、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習を開催しています。また、その講習を実施できる人材の育成のための講習も行っています。

発達障害の子どもを育てた保護者が、同じ親の立場から子育てで悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供を行うペアレントメンターの育成等の事業も実施しています。サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内 容
ペアレントトレーニング	発達障害児の子育てに取り組む両親（療育者）が、親（療育者）と子どもの間のよりよいやりとりを具体的に学ぶことを支援するために開発されたトレーニング
ペアレントプログラム	育児に不安のある保護者などを対象に、地域の支援者（保育士、保健師等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム
ピアサポート活動	同じ悩みをもつ当事者や家族等が集まり、悩みの相談や情報共有を行う機会の提供

【サービス見込量】

区 分	3 か年の見込量		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等			
受講者数	1	1	1
実施者数	1	1	1
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	1	1	1

《サービス量確保のための方策》

新規利用者のニーズなどを把握し、必要なサービスや相談支援など体制の充実を図ります。

だい しょう
第 4 章

ちいきせいかつしえんじぎょう みこりょう
地域生活支援事業の見込量と

かくほ ほうさく
確保の方策

1. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

方策として、地域自立支援協議会、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、啓発活動を実施していきます。

【事業の具体的内容】

- 障害者等の理解を深める教室等を開催
- 地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設ける
- 多くの住民が参加できるような、講演会や障害者等とふれあうイベントの開催
- 障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動の実施

【実施見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

【3年間の実績】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

方策として、地域における自発的な取り組みについて支援を実施し、共生社会の実現を図ります。

【事業の具体的内容】

- 障害者等や家族が互いの悩みを共有、情報交換できる交流会の開催
- 障害者などを含めた地域における災害対策活動を支援
- 地域で障害者等が孤立しないように見守り活動を支援
- 障害者等が権利や自立のために社会に働きかける活動、社会復帰活動を支援
- 障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援

【実施見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

【3年間の実績】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

事業内容は以下の通りです。

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその発見のための関係機関との連絡調整等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害者に、入居に必要な調整等の支援を行う事業です。

【実施見込み】

単位：か所

事業名	3か年の見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	5	5	6
基幹相談支援センター	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施に向けた検討	実施に向けた検討	実施

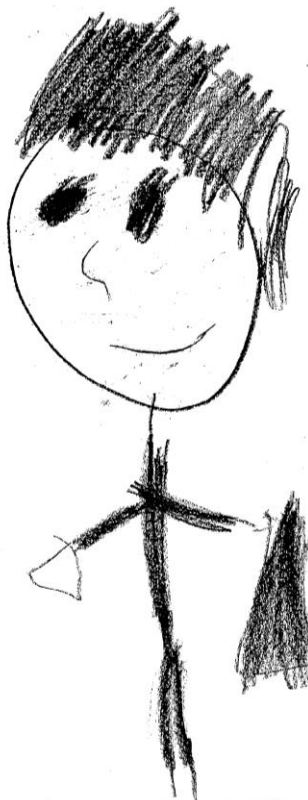
【3年間の実績】

単位：か所

事業名	3か年の実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	5	5	5
基幹相談支援センター	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施

《事業提供量確保のための方策》

桶川市、上尾市、伊奈町との共同で基幹相談支援センターの設置が完了しました。相談支援事業所も桶川市、上尾市、伊奈町との共同により、2か所から5か所へ拡充し、また担当地区制を導入することで事業の充実を図りました。今後、現状の課題を抽出し、取り組みについて検討をしてまいります。



(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用又は利用しようとする身寄りのない知的障害者及び精神障害者に対し、経費等を助成し、成年後見制度の利用を支援しています。

方策として、成年後見制度の利用が必要と認められる障害者の、制度の利用を支援します。

【実施見込み】

単位：人/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	2	3	3

【3年間の実績】

単位：人/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	2	2	2

※令和5年7月末現在

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制づくりや、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

方策として、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

【事業内容】

- 法人後見実施のための研修
- 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- 法人後見の適正な活動のための支援

【実施見込み】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人支援事業	実施	実施	実施

【3年間の実績】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人支援事業	未実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業等を行います。支援体制の充実により、普段通訳を利用しない方の利用を見込みました。

方策として、桶川市手話言語条例（☆）に基づいて手話に対する理解促進のための講座等の取り組みを継続しながら、事業の更なる充実を図ります。

【実施見込み】

単位：件/年、人/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	240	245	250
要約筆記者派遣事業	3	3	4
手話通訳者設置事業（＊）	30	32	35

【3年間の実績】

単位：件/年、人/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	232	231	68
要約筆記者派遣事業	1	1	1
手話通訳者設置事業（＊）	29	20	3

＊ 手話通訳者設置事業は、延べ利用人数

※ 令和5年7月末現在

《（☆）桶川市手話言語条例とは・・・》

桶川市手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、「おもいやりと助け合いの心」を大切にして、誰もが社会参加でき、そして、共に生きる社会を築くため、平成28年12月に制定されました。

主な施策方針として、「手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること」、「手話による情報の発信及び取得並びに手話を使いやすい環境づくりに関すること」、「手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通支援の拡充に関すること」を定めており、手話を必要とする人々がいつでも、どこでも自由に手話が使える地域社会を目指しています。

(7) 日常生活用具給付事業

重度障害者等に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

方策として、利用者のニーズを踏まえ、利用の促進を図ります。

【種 類】

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【実施見込み】

単位：件/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付事業	1,319	1,349	1,379
①介護・訓練支援用具	5	5	5
②自立生活支援用具	12	12	12
③在宅療養等支援用具	10	10	10
④情報・意思疎通支援用具	20	20	20
⑤排泄管理支援用具	1,270	1,300	1,330
⑥居住生活動作補助用具	2	2	2

【3年間の実績】

単位：件/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業	1,304	1,300	815
①介護・訓練支援用具	5	5	1
②自立生活支援用具	9	5	5
③在宅療養等支援用具	5	4	2
④情報・意思疎通支援用具	12	17	7
⑤排泄管理支援用具	1,092	1,268	800
⑥居住生活動作補助用具	0	1	0

※令和5年7月末現在 ※障害児・者合算

(8) 手話奉仕員養成研修事業

方策として、定期的に手話奉仕員養成の講座を開設し、登録手話通訳者になるための人材確保を図ります。

【実施見込み】

単位：人/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	12	12	14

※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）です。

【3年間の実績】

単位：人/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業	15	10	10

(9) 移動支援事業

施設及び病院からの地域生活への移行による利用者の増加を見込みました。

屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

方策として、利用者のニーズを踏まえ、利用の促進を図ります。

【実施見込み】

単位：人/年

事業名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用人数	30	31	32
	利用時間	2,700	2,750	2,800

【3年間の実績】

単位：人/年

事業名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用人数	26	29	26
	利用時間	2,420	2,092	693

※令和5年7月末現在 ※障害児・者合算

(10) 地域活動支援センター事業

障害者等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流促進等に便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。

方策として、専門性の充実を図るための助言指導を行います。

【実施見込み】

単位：か所、人/年

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
地域活動支援センター	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数
	2	42	2	43	2	43

【3年間の実績】

単位：か所、人/年

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
地域活動支援センター	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数
	2	42	2	42	2	42

※令和5年7月現在

【任意事業】

(1) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。利用者の必要に応じて支援していきます。方策として、家庭訪問等で情報の提供に努めます。

【実施見込み】

単位：人/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	4	4	4

【3年間の実績】

単位：人/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	3	3	4

※令和5年7月末現在

② 日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。方策として、障害者の日中活動への参加や家族の一時的な休息のため、十分なサービス提供体制の確保に努めます。

【実施見込み】

単位：人/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	17	18	19

【3年間の実績】

単位：人/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	17	15	14

※令和5年7月現在 ※障害児・者合算

③ ^{ちいきいこう}地域移行のための^{あんしんせいかつしえんじぎょう}安心生活支援事業

障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。方策として、緊急時の連絡体制や短期入所の空床確保などの事業を実施します。

【サービス見込量】

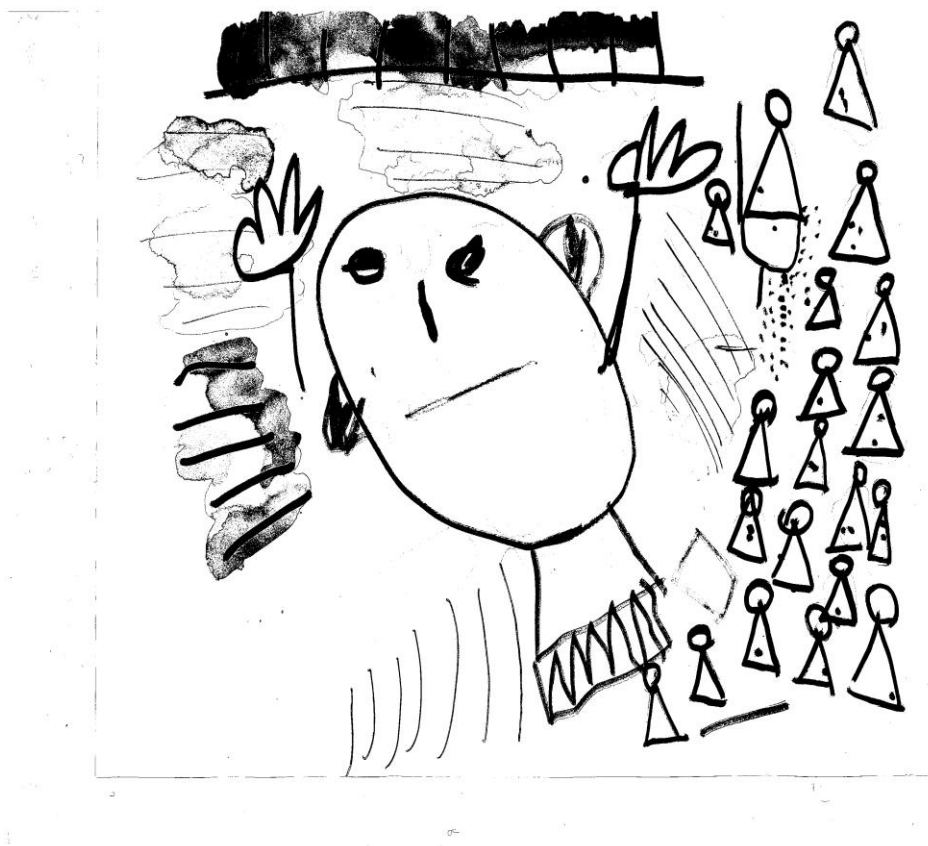
単位：人/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行のための安心生活支援事業	実施	実施	実施

【3年間の実績】

単位：人/年

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行のための安心生活支援事業	実施	実施	実施

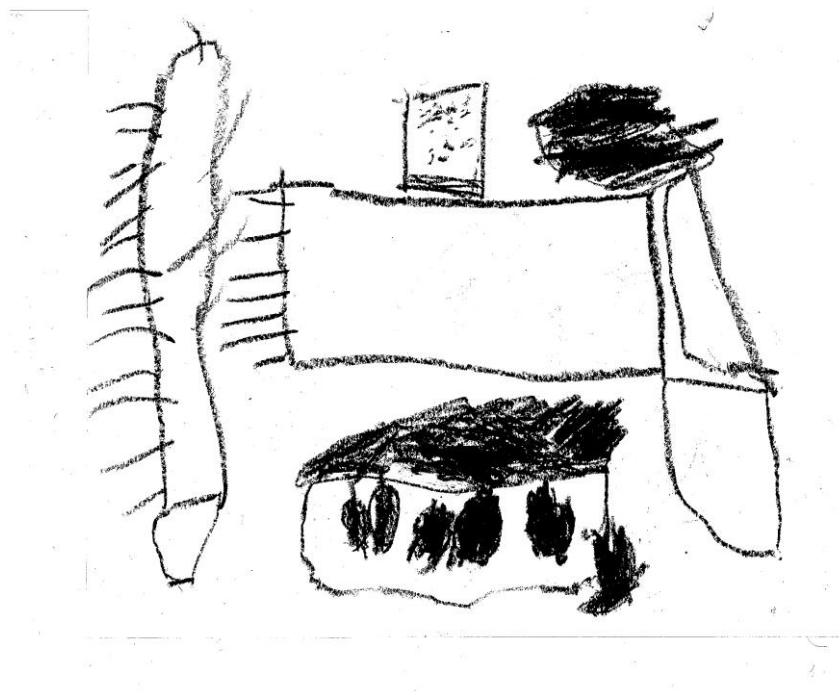


だい しょう
第 5 章

けいかく すいしんたいせい
計画の推進体制

1. 計画の推進体制

- (1) 本計画を円滑に推進するため、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など関係する庁内各部署による相互の有機的な連携を図るため、定期的に状況確認を行うこととします。
- (2) 本計画の進捗状況が正確に確認できるように、段階的な評価基準を設け、中間評価および最終評価を行います。
- (3) 本計画の実効性を図るため、地域自立支援協議会において計画の進捗状況等の点検と必要な提言をいただくとともに、必要に応じて各施策の運営に関し意見を求めることとします。
- (4) 本計画は、障害者や多くの方々のご意見・ご要望を踏まえ、桶川市障害者計画・桶川市障害福祉計画策定委員会の議論を経て策定したものです。今後、本計画を実行するにあたっては、社会状況や経済状況をかんがみ、発展的な計画修正など、適切な対応をしてまいります。



だい へん
第 3 編

し りょう へん
資 料 編

1. 桶川市障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート調査結果報告

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、障害者・障害児等の意見を反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民に対してアンケート調査を実施しました。

【調査時期】 令和5年1月23日から2月10日

【調査対象】 市内在住の下記調査対象者から無作為抽出した方

【調査方法】 郵送配布・回収

調査対象者	対象者数	回収数	回収率
一般市民	300人	122票	40.7%
身体障害者手帳所持者	190人	83票	43.7%
療育手帳所持者	190人	96票	50.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	200人	92票	46.0%
難病者	20人	8票	40.0%
障害児（保護者）	100人	60票	60.0%
合 計	1,000人	461票	46.1%

(2) 報告書の利用にあたって

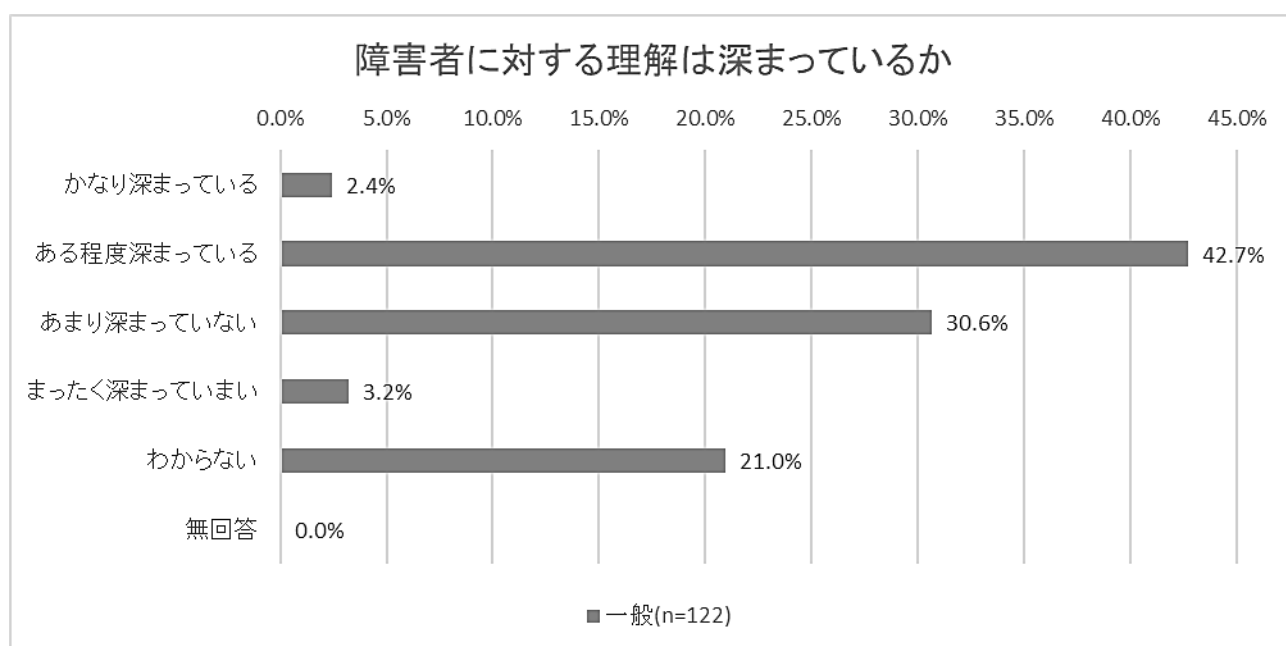
- ①選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現をもちいていることがあります。
- ②調査結果の比率は、その設問の回答数を母数（nとして表記）として、小数点第2位を四捨五入して算出しています。このため、合計が100%にならない場合があります。
- ③複数回答形式の場合は、すべての回答者が1つの回答しか選択しなかったという特殊な場合を除き、回答比率の合計が100%を超えています。
- ④表中の「全体」は回答者数となっており、複数回答の場合、回答数の合計とは異なります。

(3) 主な調査結果

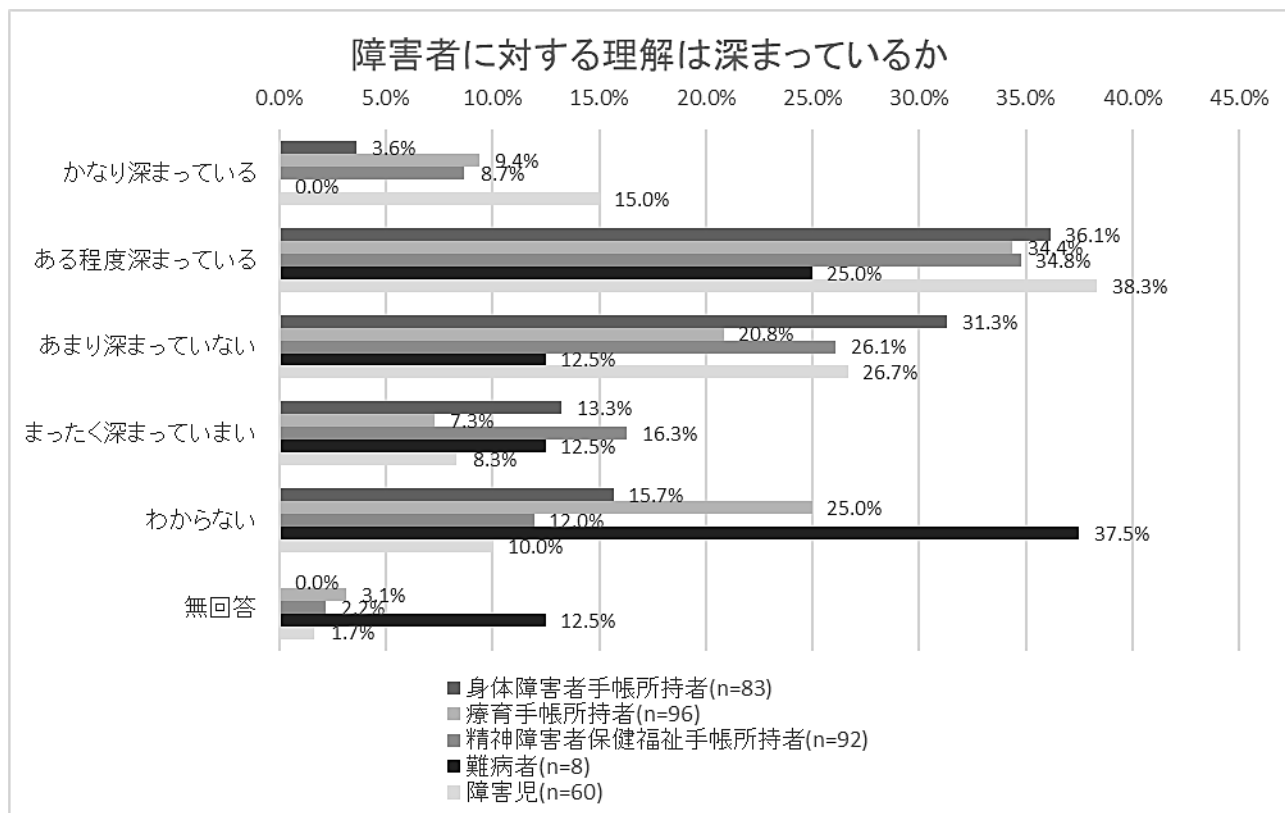
1. 障害者に対する理解について

市民アンケートによると障害に対する理解について深まっている意見とそうでない意見はどちらも同程度であり（①、②）、さらに障害者差別解消法について知らない人は約6割であった（③）。この結果から障害に対する理解が十分であるとは言えない。

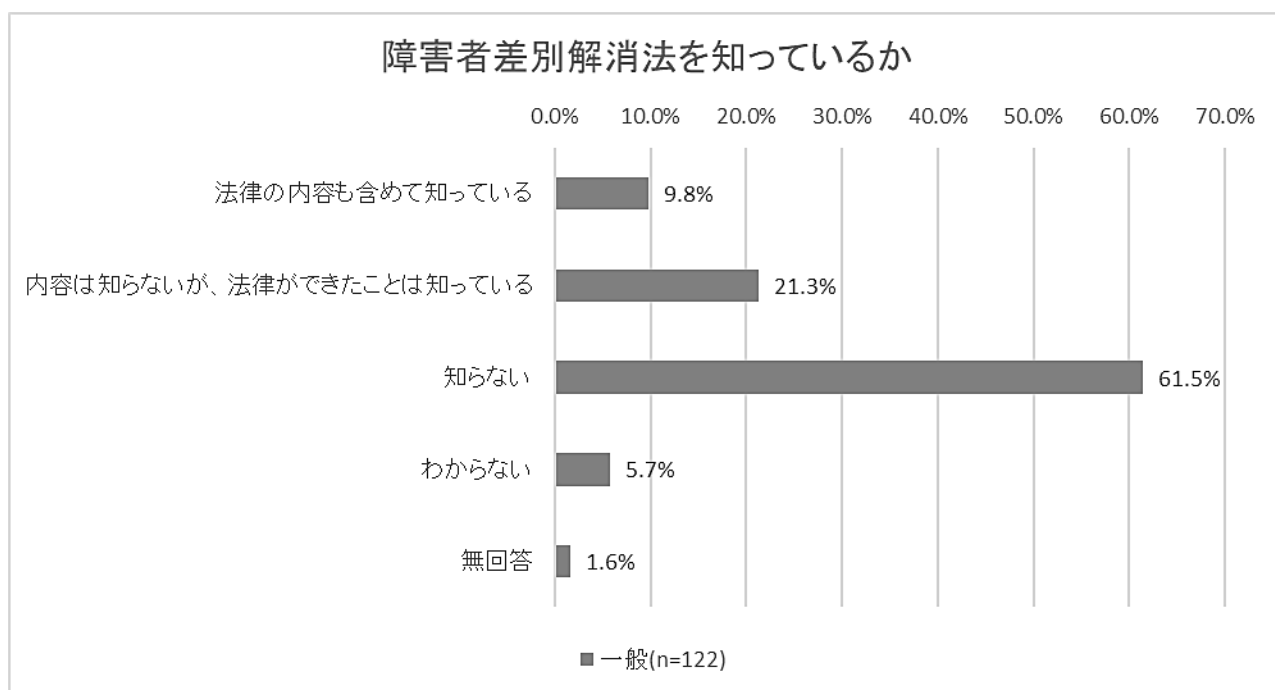
①一般市民対象



②障害者対象

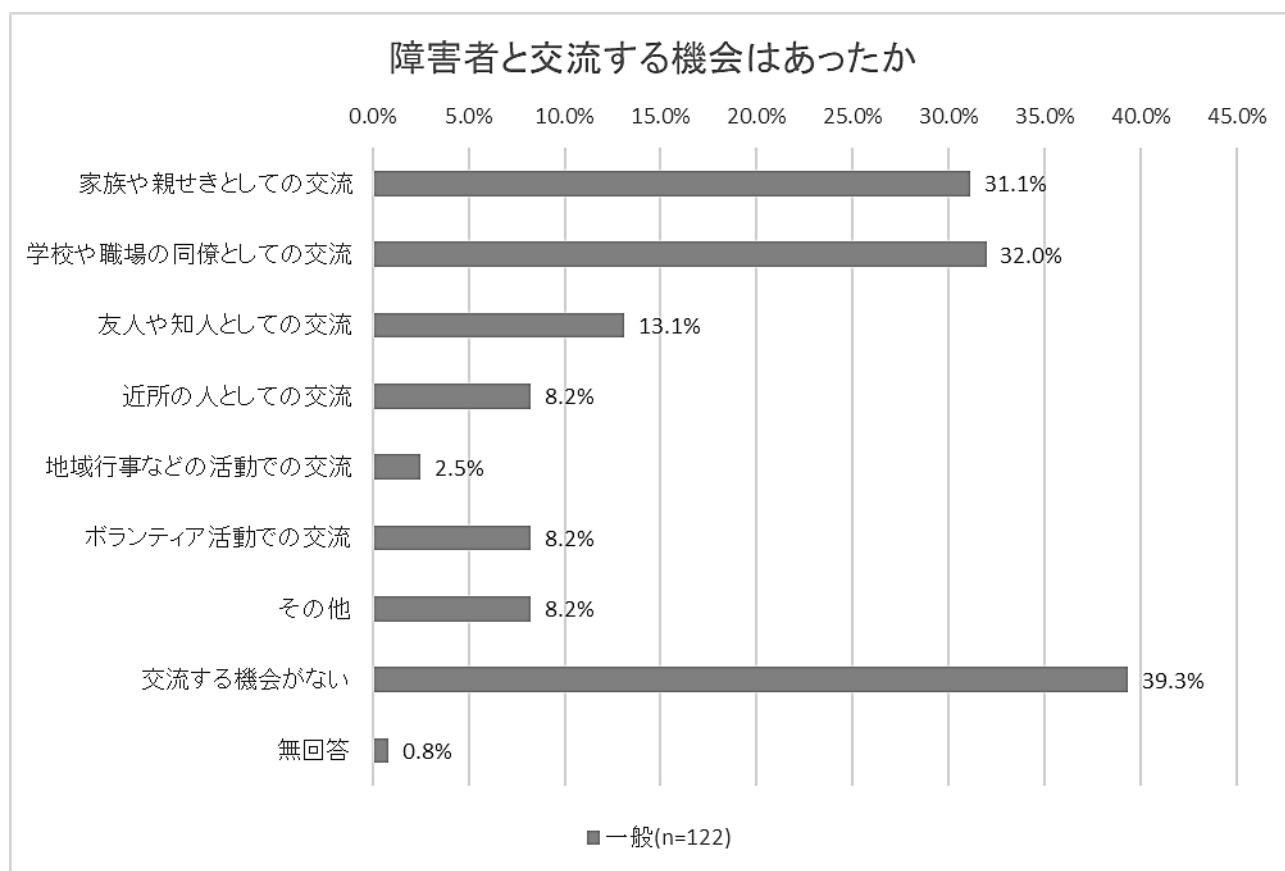


③一般市民対象

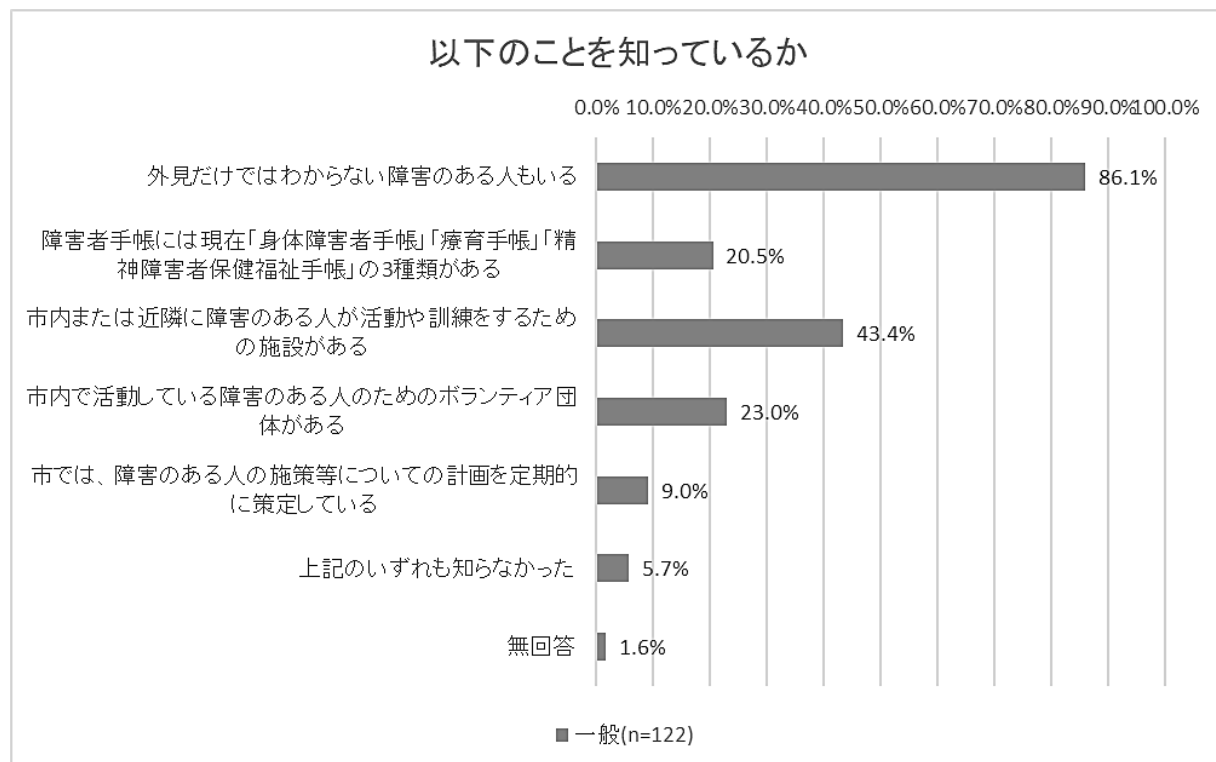


また、障害者と交流する機会が少ないことや、学校や職場といった限られた場面でしか関わる機会がないことから（④）、障害者の生活が一般市民の生活と結びつかず、身近なものとしての視点を持ちにくいように読み取れる。同じ地域で暮らす人として、障害そのものの理解や、地域でどんな取り組みがされているのかを知ってもらうことで（⑤）、自分ができる支援について（⑥）考えるきっかけとなり、地域移行、地域支援に繋がっていくと考える。

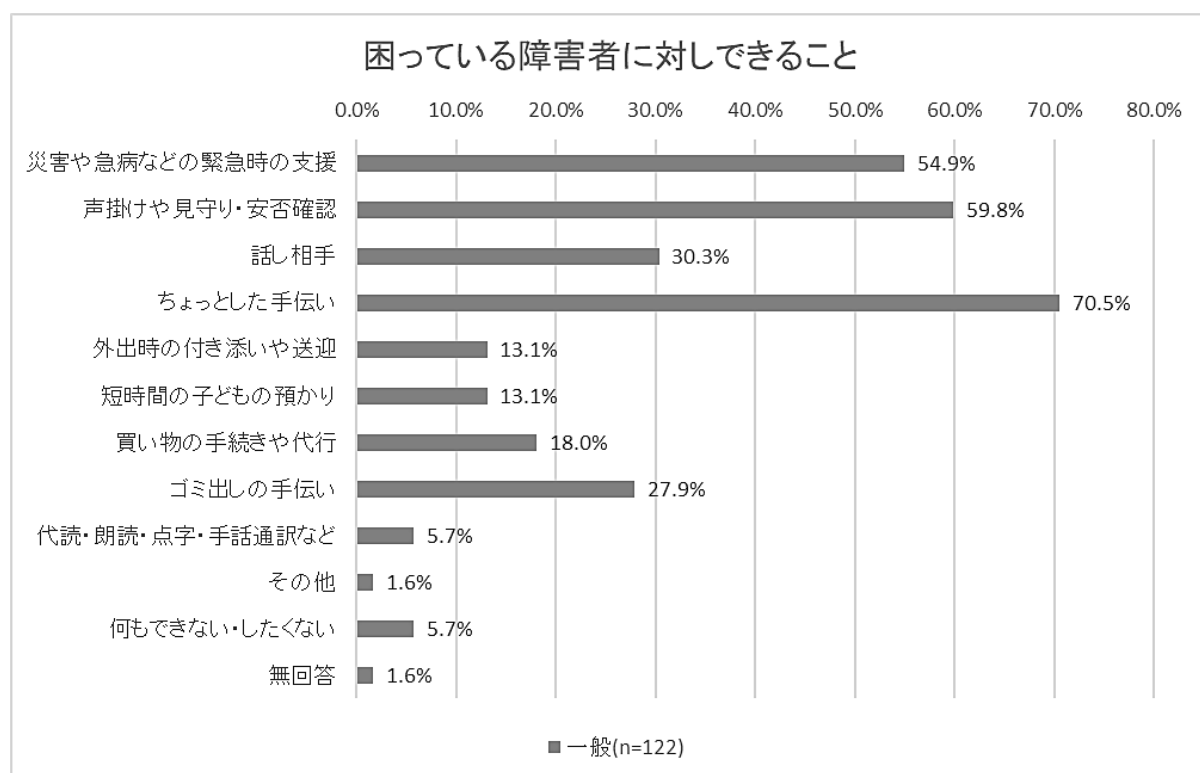
④一般市民対象



⑤一般市民対象



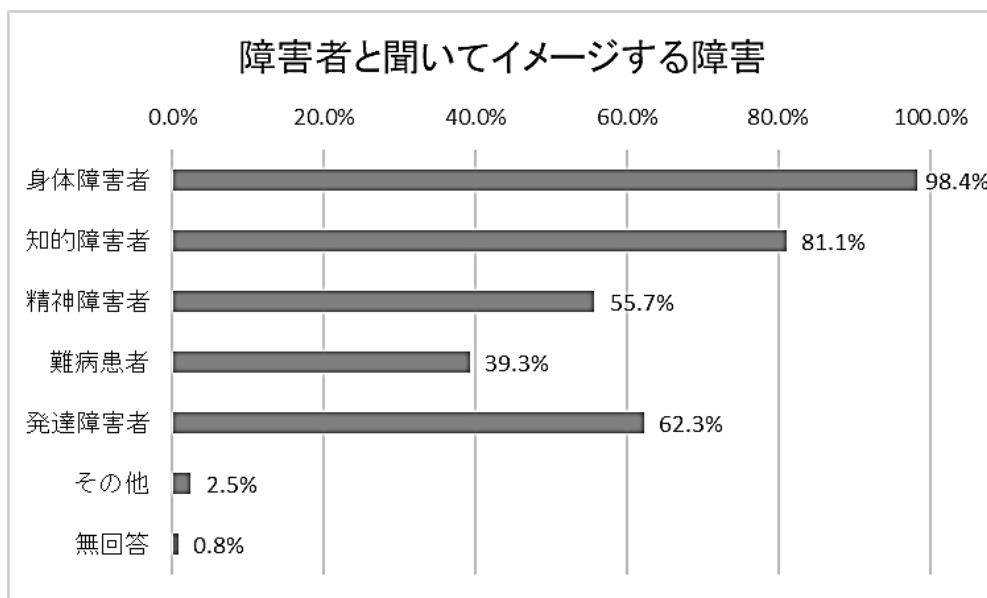
⑥一般市民対象



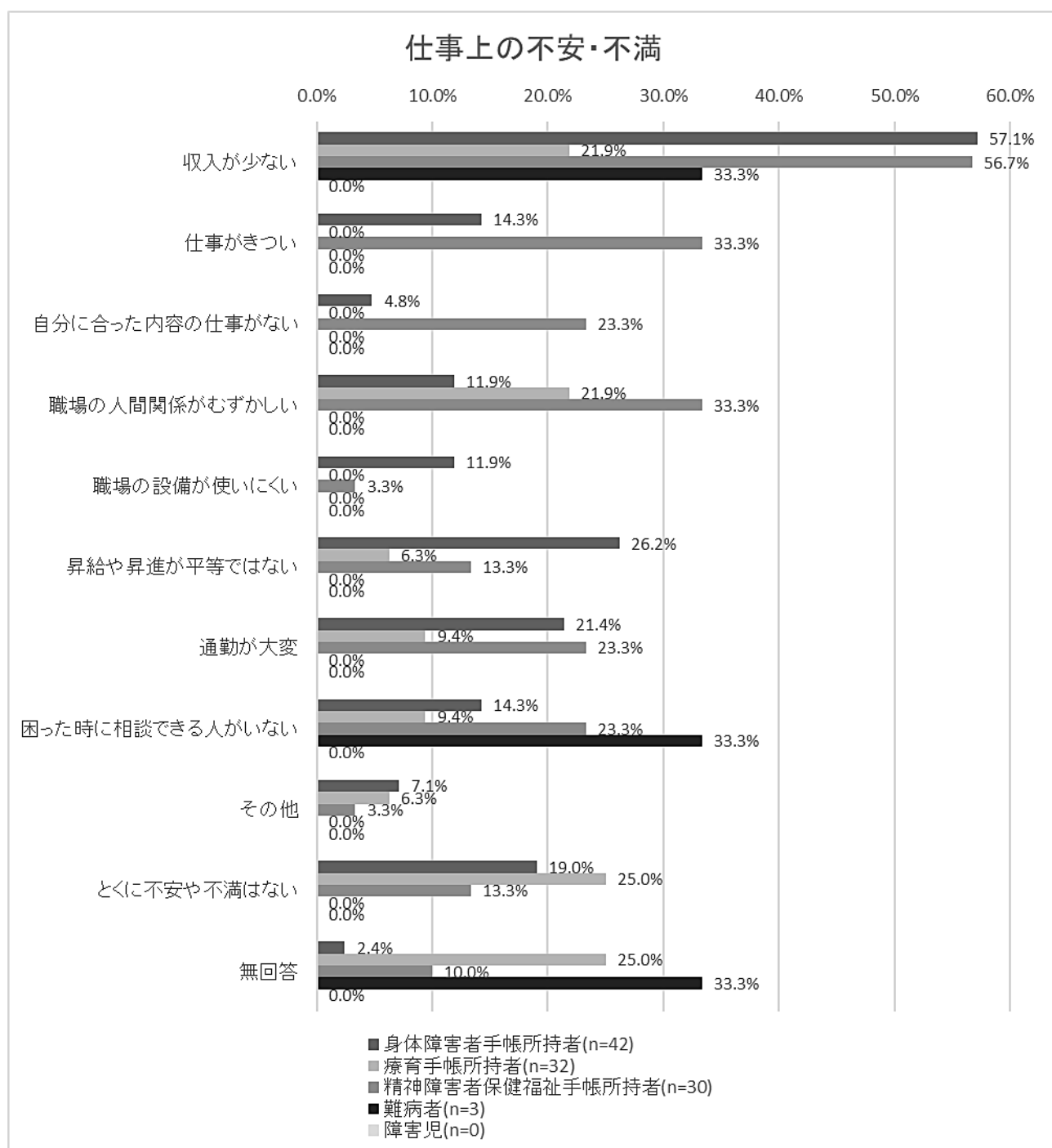
２．精神障害への支援について

精神障害者保健福祉手帳を取得する方や、精神科・心療内科を受診して自立支援医療（精神通院）を利用する方が増加傾向にある中で、「障害のある人」として精神障害をイメージする人の割合は約半数程度で、身体や知的の障害と比べて少ない結果となった（①）。精神障害の方は就労に繋がる支援を利用する傾向があるものの、収入の少なさに不安を感じ、人間関係や仕事内容に悩んでいる方が多いことが分かる（②③）。これらの結果から、事業所アンケートからも分かるように、企業に対する理解と環境整備への働きかけが課題の１つであるが、同時に地域住民の精神障害に対する理解の促進も求められている。

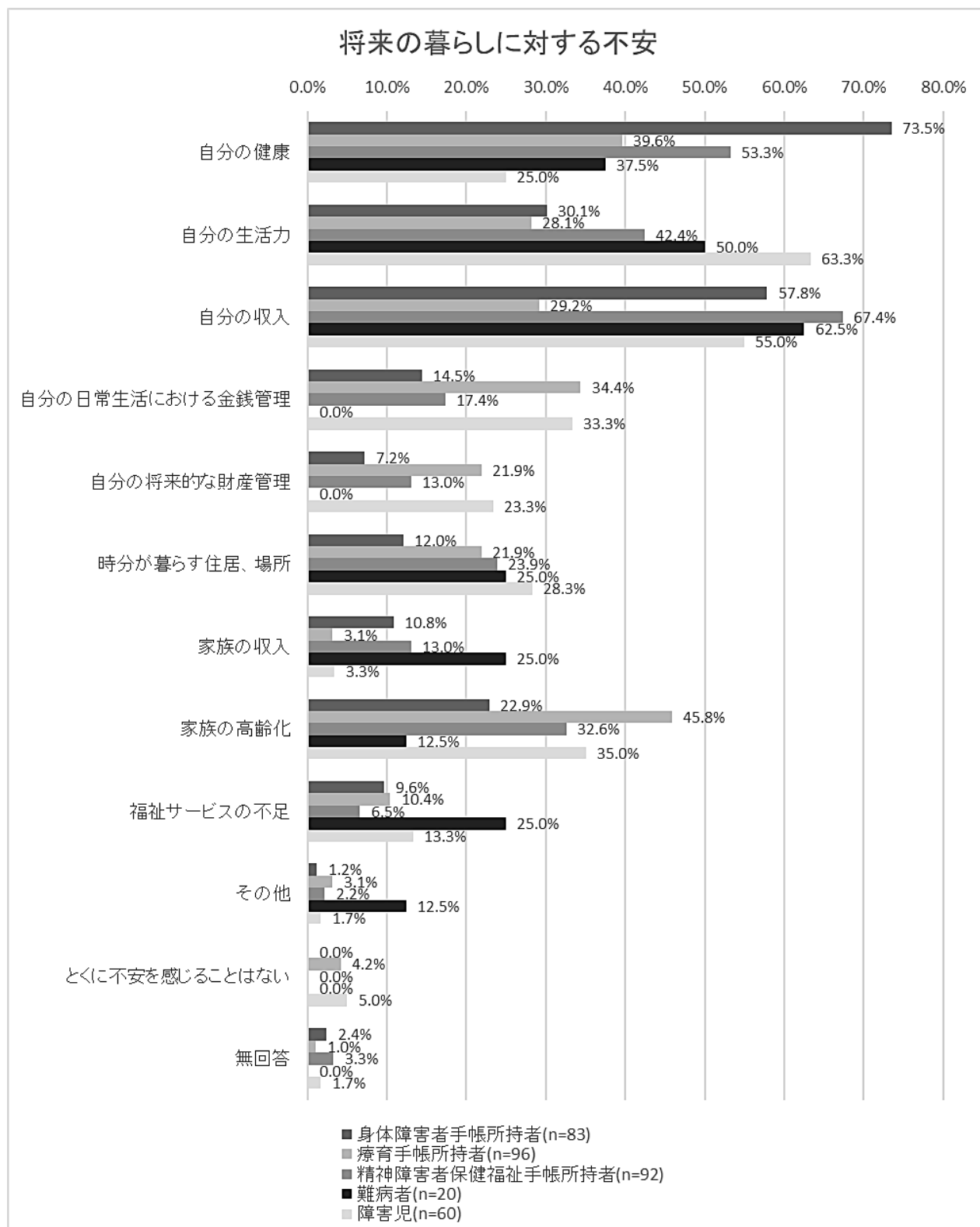
①一般市民対象



②障害者対象



③障害者対象

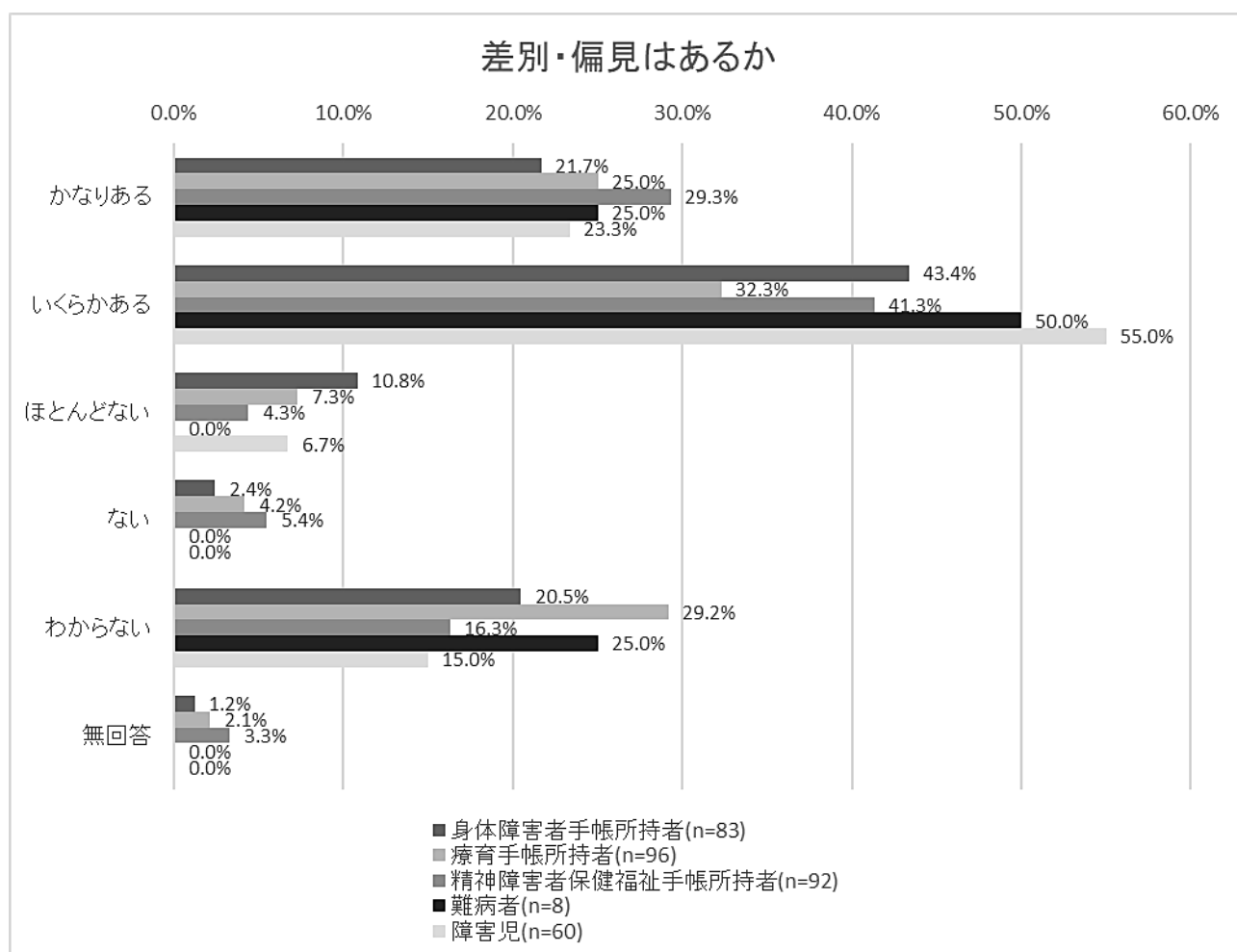


3. 障害者差別と合理的配慮について

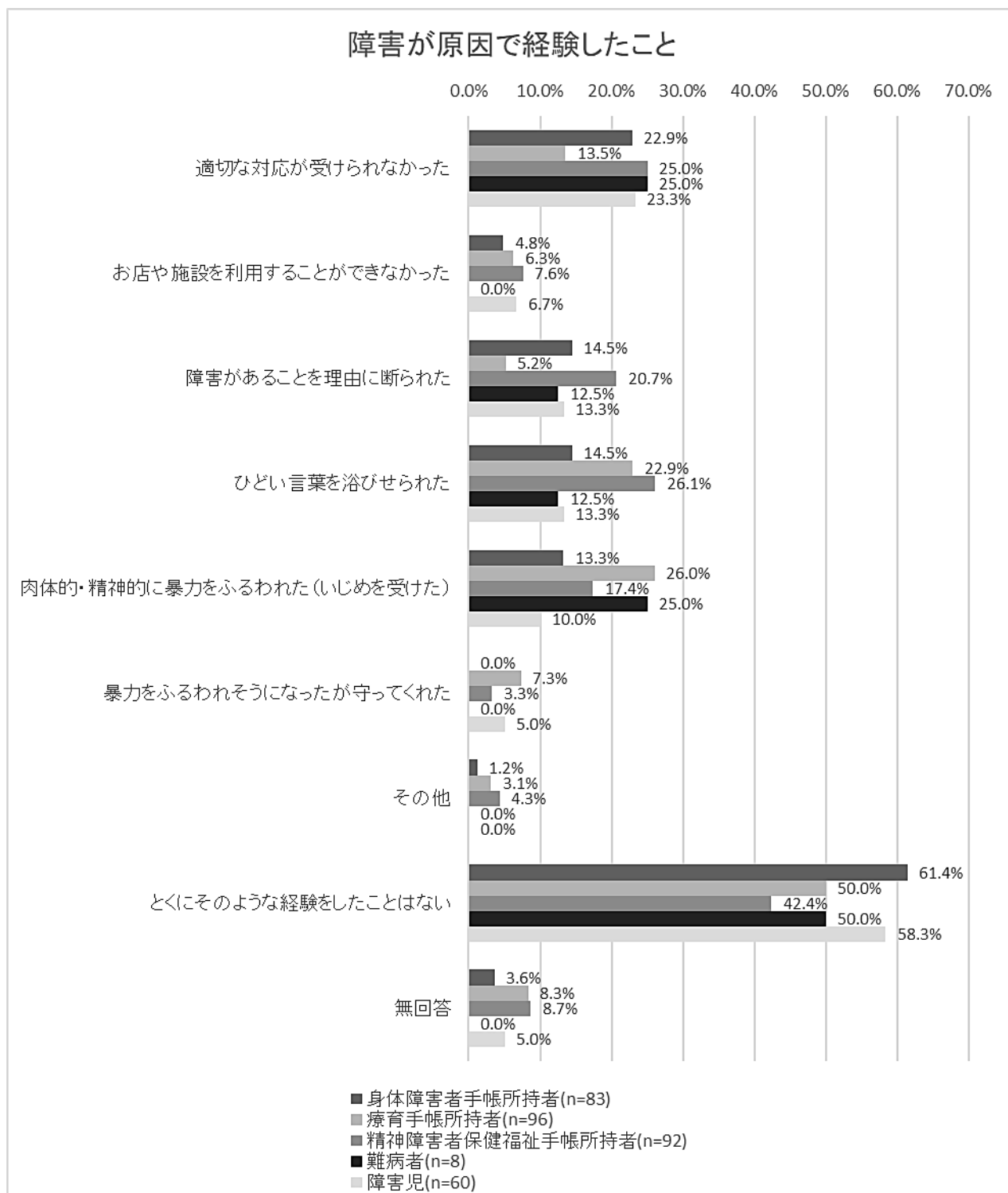
令和6年4月1日から障害者差別解消法における合理的配慮の提供が民間事業所についても義務化されることで、事業者等からの関心が高まることが想定される。経験の有無に関わらず差別や偏見があると感じる人が6～7割おり

(①)、さらに障害を理由に不当な扱いを受けたことのある障害者は約4割いた(②)。周囲が気づかないうちに当事者は被害を受けている可能性があることが分かる。今後も民間事業所に対して、差別解消や合理的配慮について周知し、地域住民に対しても啓発を行っていく必要がある。

①障害者対象



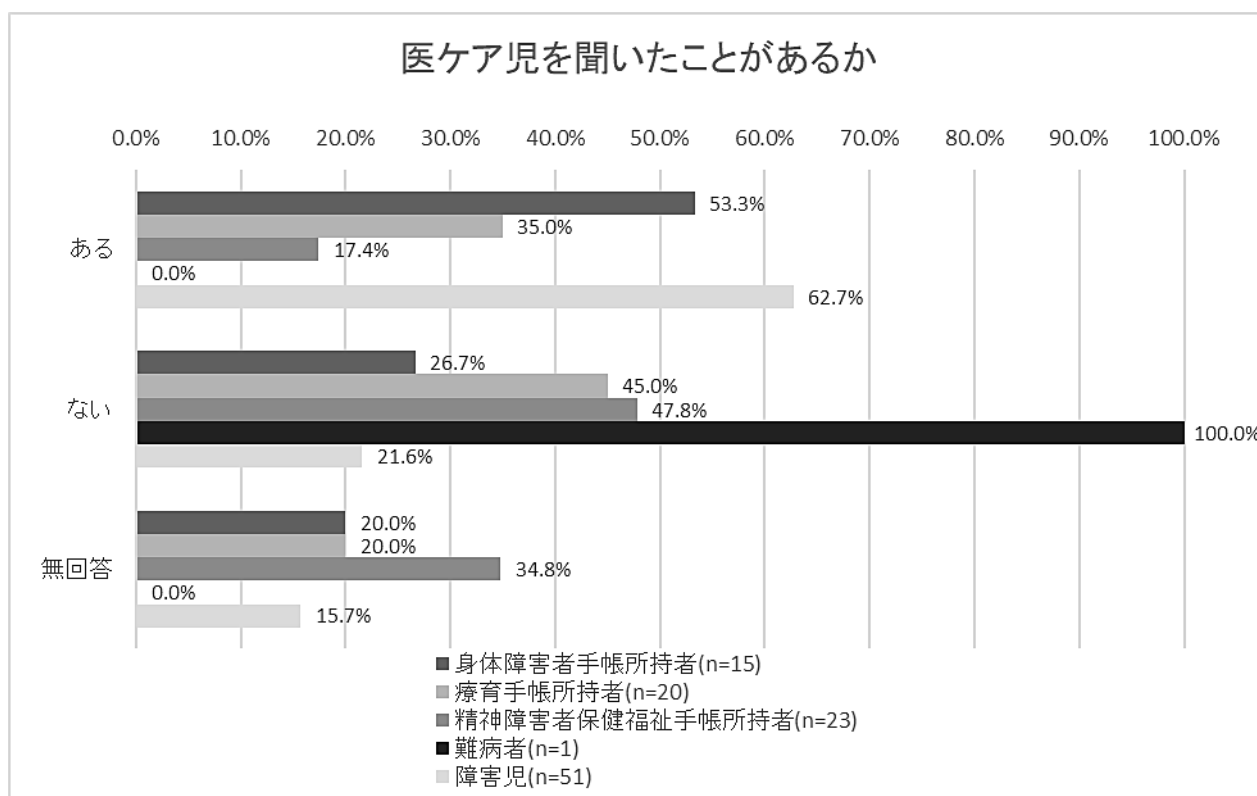
②障害者対象



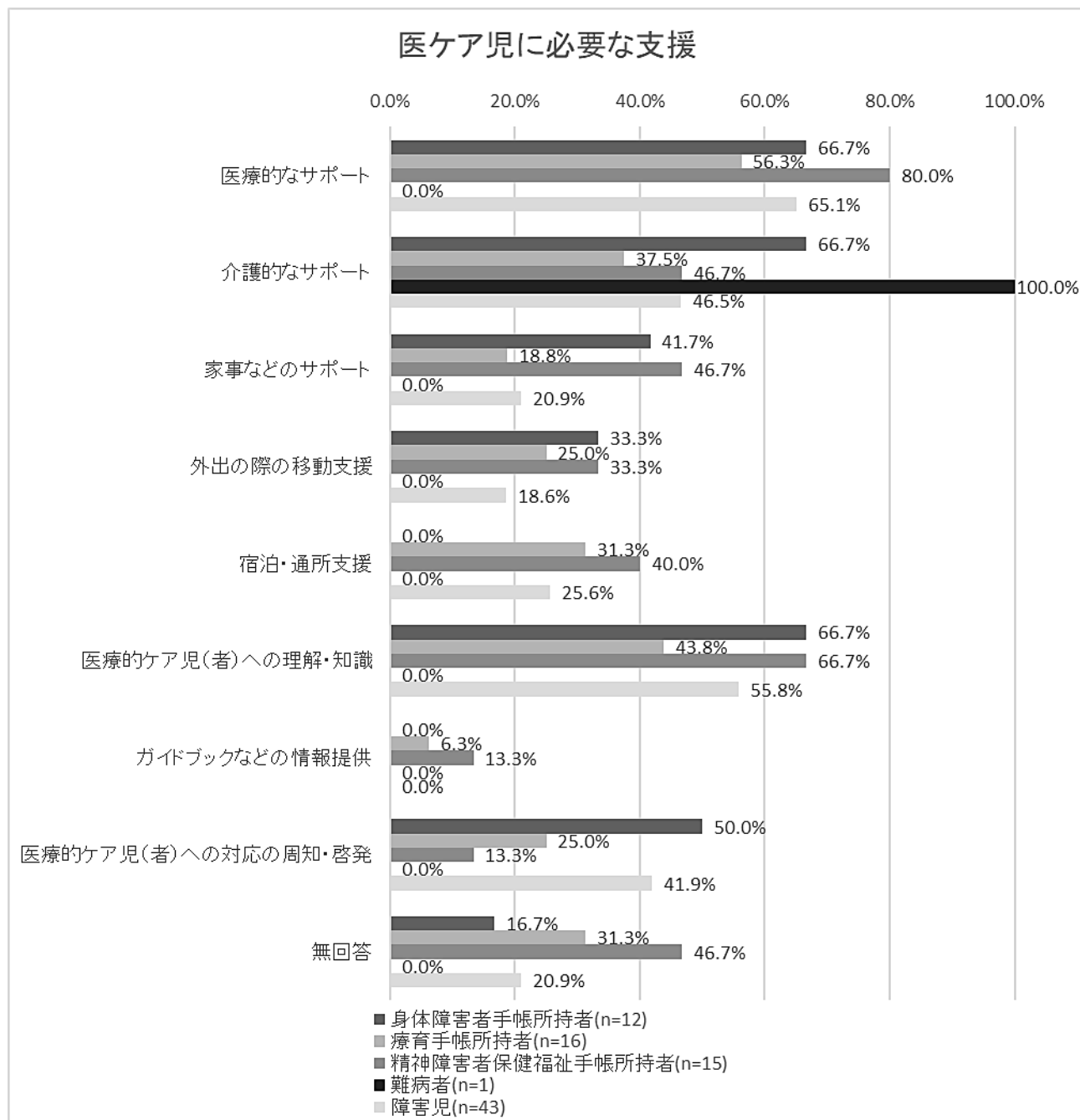
4. 医療的ケア児（者）の理解度及び必要なサポートについて

障害者向けのアンケートでは、医療的ケア児の言葉を聞いたことがあるかについて、半数の人が聞いたことが「ある」との回答であったが、障害種別で見ると、知的障害や精神障害者では約半数が「ない」と回答しており、障害種別で差がある(①)。また、必要と感じるサポートでは「医療的なサポート」、「医療的ケア児（者）への理解・知識」、「介護的なサポート」が、どの障害でも上位3つを占めており、必要性が高いと感じていることがわかる結果となっている(②)。今後も医療的、介護的なサポートを整備し、医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援につなげていく必要がある。

①障害者対象



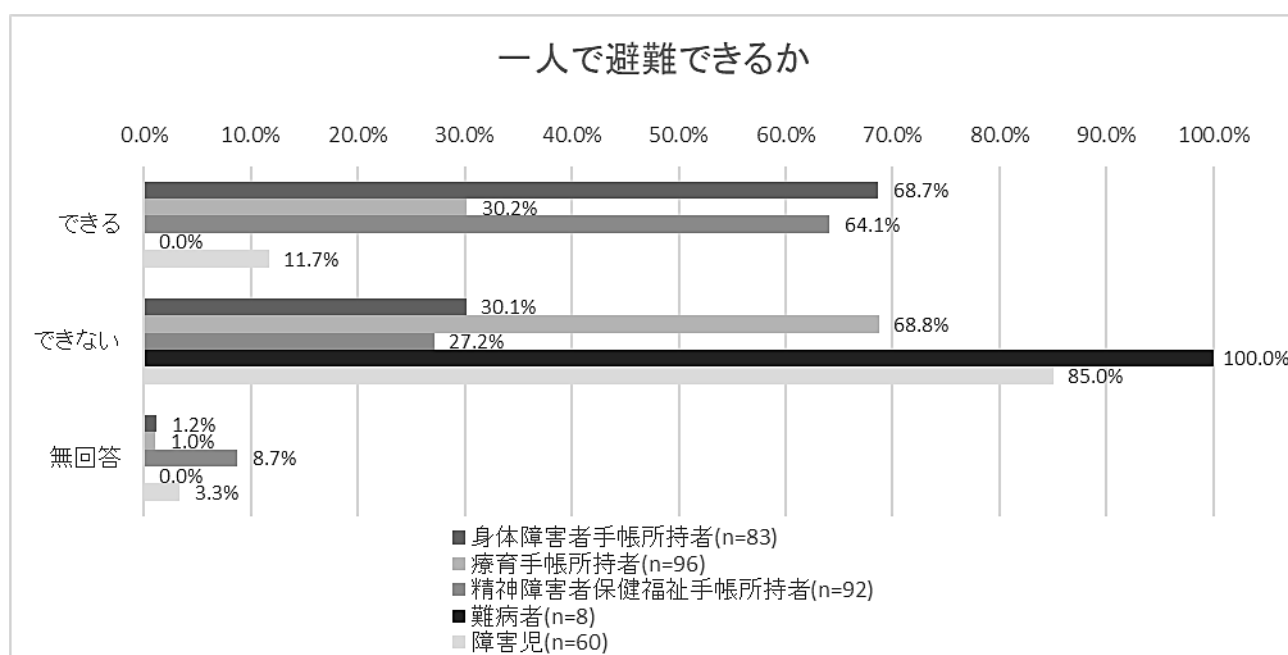
②障害者対象



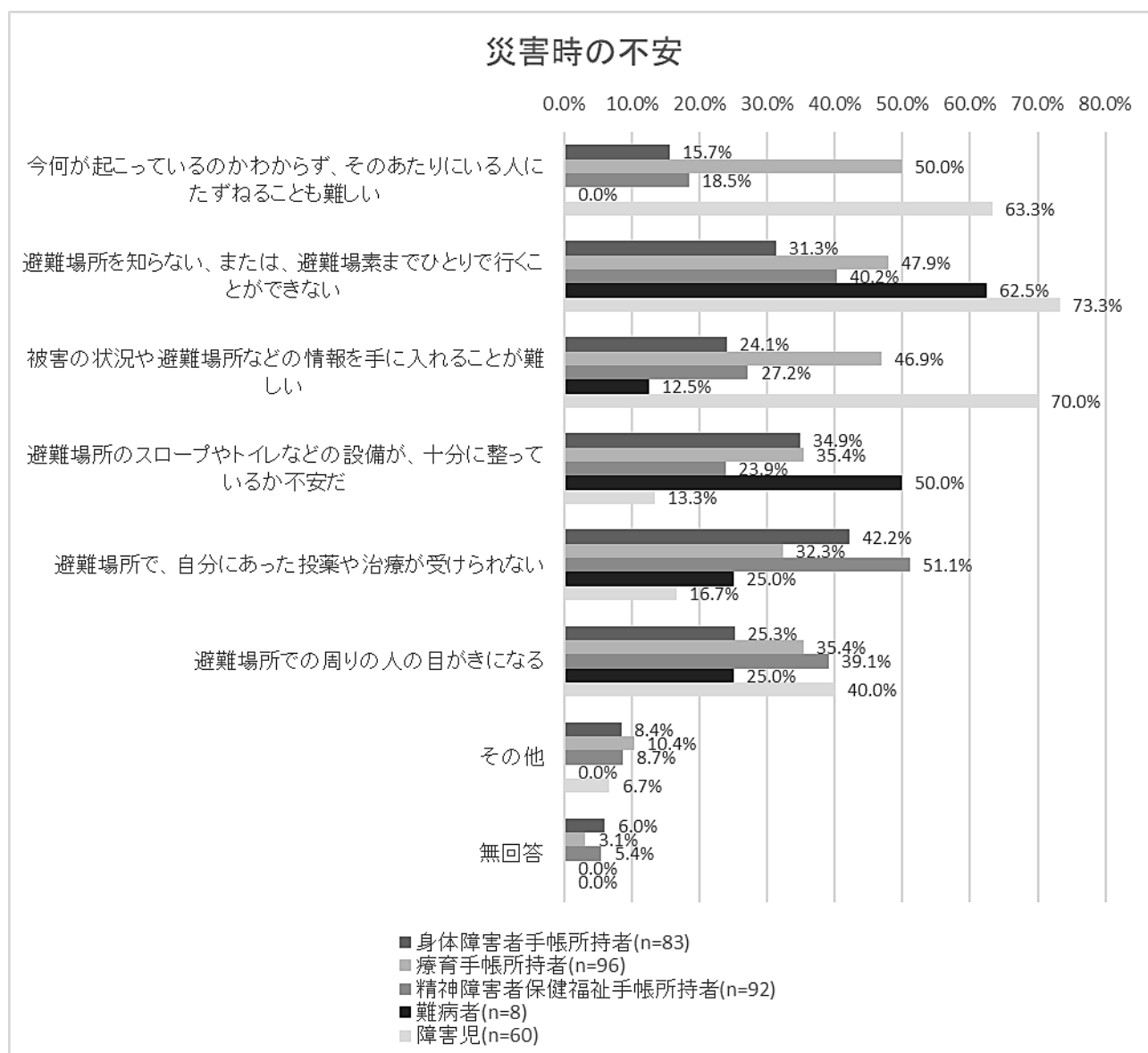
5. 災害時の支援について

災害が起きた際に、一人で避難ができるという回答は身体障害と精神障害で多く、できないと回答したのは知的障害と難病が多い結果となった(①)。一方で障害種別に関わらず、避難場所を知らないことや、避難先で自分に合った治療を受けられるかを不安に感じていることが読み取れる(②)。障害者の避難支援については、配慮すべき点が障害や生活環境によって異なるため、避難訓練や支援者との関わりを通して課題を見つけていく必要がある。また、当事者の必要とする支援に沿うように、「災害時要支援者登録制度」の活用や見直しを行うこと、避難所の運営が適切に行われるように検討していくことが求められる。

①障害者対象



②障害者対象



2. 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果報告

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、障害福祉サービス事業所の意見を反映させるため、市内の障害福祉サービス事業者に対してアンケート調査を実施しました。

【調査時期】 令和5年7月1日から7月14日

【調査対象】 市内障害福祉サービス事業者

【調査方法】 郵送配送・回収

◇調査概要

項 目	内 容
回答事業者数／対象事業者数	20／23（87.0％）
市内利用者の割合	【障害支援施設、共同生活援助（グループホーム）】 全体利用者141名 市内利用者41名（29.1％） 【就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】 全体利用者104名 市内利用者61名（58.7％） 【生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援】 全体利用者395名 市内利用者 158名（40.0％）
平均利用率	【障害支援施設、共同生活援助（グループホーム）】 88.7％ 【就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】 49.1％ 【生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援】 82.7％

◇主な項目に対する回答のまとめ

障害支援施設、共同生活援助（グループホーム）：6事業者	
項 目	内 容
施設入所者の地域生活移行	令和3年度 1名 令和4年度 4名 令和5年度 0名（見込み含）
地域移行に向けて、課題や必要な取り組みについて	・ 支援員、世話人の確保 ・ 共同生活を不得手とする人への支援 ・ サテライトや単身生活への移行及び生活支援の連携 ・ 社会資源とのネットワークの構築 ・ 最重度者の受け入れ可能なグループホームの設置 ・ 一つの事業所で通所、宿泊、訪問のサービスが提供できる環境
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型：5事業者	
項 目	内 容
福祉施設から一般就労への移行	令和3年度 14名 令和4年度 14名 令和5年度 14名（見込み含）
一般就労への移行に向けて、課題や必要な取り組みについて	・ ハローワーク等から事業所への積極的な情報提供 ・ 障害者雇用を検討している企業への啓発活動（事業の周知やノウハウの伝達等） ・ 障害者雇用による就労者への尊重と、企業と福祉の連携 ・ 就職後の定着に向けたフォローアップ ・ 得意なことでカバーできる職場へのマッチング ・ 実力や自信をつけて、一般就労にチャレンジする前向きな気持ちを持ってもらう
生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援：9事業者	
項 目	内 容
医療的ケア児者の受け入れ	既に対応している 3名 現時点では対応していない 5名 検討中 0名

受け入れ可能な医療的ケア児者	全てに対応※ ¹ 1事業者 経管栄養（経鼻、胃ろう）、導尿 1事業者 経管栄養（胃ろうのみ）2事業者 ※内1事業者はG H
医療的ケア児者の受け入れに対する、現状の課題	・職員の専門性不足 ・喀痰吸引が可能な職員の養成、確保 ・安全を確保できる部屋と機材の整備 ・プライバシーや衛生面の対応した環境の整備 ・ガイドラインやマニュアルの整備
全ての事業者	
項 目	内 容
その他の意見等	・職員確保と利用者の作業確保が毎年の課題。市内の利用待機者に人数、各事業所の定員と利用状況の推移等の情報があると、職員や利用者確保に役立つ。 ・他市から受け入れている利用者の情報共有等、行政との連携が難しい ・利用者の意思決定支援が今後の課題 ・重度、高齢化に対応した受け入れ先の拡充 ・障害福祉サービスの申請後、もう少し早めに利用できるようになってほしい ・障害者に対する地域理解への取組強化 ・障害者の社会参加機会の提供 ・老障介護・ヤングケアラーの不安解消での取り組みと家族ぐるみの支援体制の構築 ・障害者・難病者への多様な働き方への取り組み ・障害児者に関わる事業所の、横のつながりが持てる機会があれば参加したい

※1 医療的ケアの項目

- ・人工呼吸管理（気管切開・マスク）（常時）
- ・在宅酸素療法（常時）
- ・気管切開
- ・気管内や口腔内の吸引（常時・体調不良時のみ）
- ・経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）

3. 当事者団体等ヒアリング結果

(1) 当事者団体等ヒアリングの概要

本計画の策定にあたり、当事者の意見を反映させるため、当事者や当事者団体にヒアリングを実施しました。

- 【実施時期】 令和5年10月4日から10月20日
- 【調査対象】 ①身体（難病）、聴覚、視力、知的障害の当事者団体
②精神障害者、発達障害、高次脳機能障害の当事者
③医ケア児の保護者
- 【実施方法】 ①②については直接、③は電話

結 果：

- 1、身体（難病）、聴覚、視力、知的障害の当事者団体
- 2、精神障害者、発達障害、高次脳機能障害の当事者

ヒアリング項目	寄せられた意見
①当日の来庁方法	・ 家族の送迎、公共交通機関、ガイドヘルパー等 ・ 福祉タクシー券を利用しているがすぐに使い切ってしまう。 ・ 家族の都合がつかないと、外出手段がなくなってしまう。
②障害サービスの利用状況	・ 介護給付（家事援助や同行援護、短期入所）や訓練等給付（就労系サービスやグループホーム）等 ・ 65歳に到達した際の介護サービスへの移行が煩わしい。
③就労について	・ 就労経験はあるが、職場の理解や配慮が足りず苦労した経験がある。障害をクローズで就職したため苦労した。 ・ 希望する職種が近場になく、就労を諦めた経験がある。 ・ 就労はできないので、考えたこともなかった。
④日常での困りごと	・ 見た目で分からないので、配慮してもらえなかった経験から、ヘルプマークを携帯している。 ・ 家族であっても障害の特性を十分理解してもらえない。 ・ 同居家族がいても、常に家にいるわけではない。 ・ 支援学校等を卒業し、そのまま障害者施設へとなると、世間との触れ合う機会が得られにくい。

⑤合理的配慮について	・些細な配慮でもありがたい。大げさに考える必要はないのでは。 ・様々な場面で合理的配慮をみることができる。これからも配慮が広がっていくと良い。
⑥防災について	・指定避難所は知っているが、避難所生活を送ることは難しい。 ・防災訓練等、是非とも参加したい。誘ってほしい。／対人恐怖症のため、参加を躊躇ってしまう。
⑦当事者団体について	・コロナや会員の高齢化の為、活動が減っている。 ・新規会員を勧誘しても参加してもらえない。他市の同様の団体と比較しても、会員数が少ない。 ・現在の、支援者や友人との交流で満足している。

3、医ケア児の保護者

ヒアリング項目	寄せられた意見
①医療機関との連携、発達相談、支援内容について	・出生時や診断時から医療との関わりがあり、心配等はなかった。 ・相談窓口や必要書類がたくさんあり、どこに、何を相談、提出するのか等煩雑さを感じた。 ・診断書がそれぞれ必要なため費用が嵩む。 ・医療機関から得た情報を、学校等の関係機関へ保護者が連絡することになる。医師と関係機関が、直接やり取りできる環境があるのが理想かと思う。 ・通院時には父にも仕事を休んで送迎を頼まなければならない。
②障害者手帳の取得、福祉サービスについて	・医師からの勧めの通り申請を行ったため、手帳の取得について特に問題はなかった。 ・医ケアと言う事で、尻込みされた経験がある。市内に医療的ケアを受け入れられる事業所があると良い。 ・保護者が疾病の際に、医療的ケアをお願いできる先がほしい。
③生活環境・教育環境について	・近隣まで通所しているが送迎がない。送迎のある児発が近くにあったら良いと思う。 ・地域で一緒に育てたい気持ちもあり、地域で児を受け入れ出来る学校があれば良いと思っている。 ・未就学時の段階では障害を受容できない方も多く、母同士の付き合いも狭くなりがちなので、交流の場があれば良い。
④インクルージョンについて	・医療ケアと言っても様々、すべて医療的支援に頼るものではないので、部分的でも良いので交流の場があるとよいと感じる。 ・医ケア児の介護者の会のような交流の場があるとよい。

4.計画の策定経過

日 程	事 項
令和5年10月3日	第1回桶川市障害者計画等策定委員会 開催
令和5年11月7日	第2回桶川市障害者計画等策定委員会 開催
令和5年12月5日	第3回桶川市障害者計画等策定委員会 開催
令和5年12月11日 ～ 令和6年 1月10日	パブリックコメント 実施
令和6年 1月16日	第4回桶川市障害者計画等策定委員会 開催
令和6年 2月 9日	策定案について市長報告

5. 桶川市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく桶川市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく桶川市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく桶川市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、桶川市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、障害者計画等の策定案を市長に報告するものとする。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等の策定に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 障害者及び障害者団体・関係機関の代表者
- (4) 就労支援関係者
- (5) 行政又は教育に係る関係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等を策定する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、障害者計画等を策定した日をもってその効力を失う。

6. 桶川市障害者計画等策定委員会名簿

(◎は委員長 ○は副委員長)

NO	選出区分	機関・団体名	委員名
1	学識経験者	聖学院大学 助教	◎小沼 聖治
2	医療関係者	(社団) 桶川北本伊奈地区医師会	大野 司
3	障害者及び障害者 団体・関係機関の 代表者	(社福) 桶川市社会福祉協議会 事務局次長	島村 政志
4		(社福) いずみの福祉会いずみのの家 主幹	本村 美貴
5		(社福) 彩明会りんごの家 施設長	○白石 孝之
6		上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター	永田 実紀
7		NPO 法人おけがわ福祉会	佐藤 誠
8		NPO 法人桶川・さといも福祉会さといも作業所 施設長	藤原 尉勝
9		桶川市身体障害者福祉会 事務局長	鍛冶屋 勇
10		桶川市聴覚障害者協会 事務局	関根 真澄
11		桶川市手をつなぐ親の会 会長	野田 恵子
12		いずみの学園 OB 有志の会	畠山 優江
13	就労支援関係者	桶川市障害者就労支援センター	大塚 信彦
14	行政又は教育に 係る関係職員	桶川市民生委員・児童委員協議会 副会長	齋藤 君江
15		桶川市区長会 副会長	佐藤 友一
16		桶川市教育委員会 教育総務課長	武藤 聡
17		桶川市都市整備部 建築課主幹	小林 洋

第6次桶川市障害者計画
第7期桶川市障害福祉計画
第3期桶川市障害児福祉計画

令和6年3月

桶川市 福祉部 障害福祉課・子ども未来課

〒363-8501 桶川市泉1-3-28

TEL 048-786-3211

FAX 048-786-5882

URL <http://www.okegawa.lg.jp>

